

平成29年 6 月13日 第 2 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第 3 日)			
出席議員 (10名)	1 番 向 井 正	2 番 吉 田 豊	3 番 田 中 静 雄
	4 番 碓 勝 征	5 番 漆 原 悦 子	6 番 井 上 正 宣
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 原 田 希
	10 番 寺 崎 太 彦		
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教育長職務代理者 時 津 昌 昭	会 計 管 理 者 岡 義 行	
	総 務 課 長 江 崎 文 男	まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲	
	財 政 課 長 高 島 浩 介	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	住 民 課 長 福 島 敬 彦	
	健康福祉課長 河 上 昌 弘	税 務 課 長 坂 井 忠 明	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 矢動丸 栄 二	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成29年6月13日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	2番 吉田 豊	1. 町長施政方針に対する各課長の取り組み 2. 子育て支援 3. 老人福祉 4. 町道整備 5. 防災マップ
6	6番 井上正宣	1. 税金滞納について 2. 河川の外来種は撲滅出来ないか 3. 小・中学校のトイレの洋式化について 4. 中学校周辺の駐車場は
7	5番 漆原悦子	1. ふるさと納税について 2. 認定こども園について 3. 地域交通について 4. 高齢者福祉について
8	7番 吉富 隆	1. ふるさと納税について 2. 随意契約について 3. 道の駅構想について 4. 町長の言動について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、2番吉田豊君よりお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。2番吉田です。よろしくお願いいたします。

まず、質問に入ります前に1つお願いでございますが、通告順に1番に町長施政方針に対する各課長の取り組みということで、今議会に対する肉づけ予算の内容をお尋ねしておりましたが、この項についてはかなりの時間を必要とするようでございますので、これを一番最後の5番に回しまして、2番の子育て支援から質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1番に、子育て支援といたしまして、質問の要旨として、1、保育料等の保護者負担軽減の対策ということでお尋ねをしております。

2番目に、出生記念品贈呈の取り組みについてお尋ねをしておりますので、よろしくお願いいたします。

質問事項の2番といたしまして、老人福祉でございます。毎回お尋ねしておりますが、敬老祝い金の復活ということでお尋ねをしております。

それから2番目といたしまして、健康な老人育成対策、仮称としてスポーツジム等の設置はできないのかということでお尋ねをしております。

それから、質問事項の3といたしまして、要旨の1、西峰東西3・4号線進捗状況ということでお尋ねをしております。これについては、前課長から新しい課長さんがどのように引き継ぎを受けられたことを含めてお答えをいただきたいと思います。

それから4番目といたしまして、防災マップの取り組みでございます。質問要旨としては、2月定例では3月末日までに配布するというところでございましたが、3月末日までに配布されなくて4月に入ってからだったと思いますので、おくれた理由をお尋ねしたいと思います。

最後に、町長施政方針に対する各課長の取り組みということで、質問要旨、2月議会で町長施政方針に対する取り組み姿勢を文書にて報告してもらったが、その実現に向けた今議会の肉づけ予算の内容はということで資料をいただいておりますので、資料に基づいて説明をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1の町長施政方針に対する各課長の取り組みは一番最後に回りますので、質問事項2、子育て支援、要旨1、保育料等の保護者負担軽減対策について答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆様おはようございます。2番吉田議員の御質問でございます。質問事項の2、子育て支援で要旨の1、保育料の保護者負担軽減対策ということでございます。前回の議会でもお尋

ねいただきました。それに対して進捗等も含めましてお答えをしたいと思います。

本町の保育料につきましては、2月定例会でもお示しをいたしました但、29年度におきましても国が定めております基準限度額、保育料設定額の基礎となります——を原点といたしまして、所得課税額に応じまして、教育施設、1号保育です——につきましては5階層、保育施設2号、3号につきましては8階層に保育料の区分を今回設定しているところでございます。

本年度におきましても、国が定めております基準を100%といたしますと、平均で83%、または年齢層にもちょっとよりますけど、85%程度の利用者負担額で推移をしているところでございます。

このような中、国の子育て支援の政策として、段階的ではありますが、ひとり親家庭への第2子以降の減免、多子世帯における保育料の減免等が現在実施をされているところでございます。本町といたしましても、規則改正を行いまして減免措置の対応を行っておるところでございます。

今後につきましては、国の政策として本年度も幼児教育の段階的無償化ということに向けてまして推進をされているところでございます。

町といたしましても、市町村民税の課税世帯の第2子の無償化、年収3,600千円未満相当世帯の保護者負担額の軽減、特にひとり親世帯の軽減措置をさらに拡充するということを念頭に置いているところでございます。二人親世帯についても3,600千円相当の所得割課税額につきまして、中間層であります4階層を判定分離し、算定児童の年齢撤廃によります利用者負担額の減免の実施等、今後はさらなる減免措置が講じられるものと推測をしているところでございます。

町といたしましても、今後の子育て支援法による教育、保育に係る利用料金の減免措置の動向に注視をいたしまして、国の政策におきましては遵守をしてまいりたいと思っておるところでございます。28年度までは私学助成金により運営をしておりました幼稚園が本年度4月より認定こども園といたしまして、施設型保育事業へと移行をいたしました。幼保連携型認定こども園となっております。今までは幼稚園就園奨励費補助として所得割額によりまして保育料を保護者へ還付してまいりましたが、本年度より町が定めました保育料決定額へと大きく変更となり、現在は保護者へ対しましても現行制度の理解、周知等に努めているところでございます。また、町が設定いたしております教育施設において5階層利用者負担額及び保育施設における8階層の利用者負担額につきましても、国の利用者負担額の今後の減免状況の実態を注視しまして、県、または近隣市町の利用料金等の動向にも配慮して、町単独の利用者負担額の減免につきましては財源の負担増も必至となるところでございますので、財政状況を研さんしつつ、今後の実績状況を分析しつつ、段階的な見直しについては検討をしていきたい、減免につきまして検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

います。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

先ほど福島課長からお答えをいただいたんですが、2月定例においても国の基準を守りながら町単独の軽減措置も今後検討するという回答をいただいたわけですね。今回も同じような言葉でございますので、じゃ、いつごろからどの程度の軽減を考えてもらえるのか、それについてお尋ねをいたします。

○住民課長（福島敬彦君）

吉田議員の御質問にお答えいたします。

いつごろからということでございます。軽減措置につきましては、先ほど来ちょっと答弁申しましたとおり、まずは国のほうが減免措置をとっております。その動向で、ただ、私もといたしましても、中間層以下への減免措置というのが非常に大きいという現実的な問題があります。それ以上の方への減免措置というのがなかなか国の施策としても織り込まれていない部分もございますので、そういったことを鑑みますと、早い時期と申しますか、ここは上、町長とも協議をいたしまして、早い時期に減免措置に取りかかりたい。それも減免措置に対しましても一括ではなくて、段階をやはり踏みたいと。例えば、何%かずつ減免をしていくと、そして従来の減免額ぐらいまで持っていけるというような形にとっていければ、それも当然にして保護者の皆様全員に行き渡る減免措置ということで考えていきたいというふうに考えておりますので、その減免につきましては、今年度につきましては、もうとりあえず国庫の基準が出ておりますので、9月にはまた保育料の見直し等もあります。そこで検討をまたさせていただければというふうに思っております。できれば新年度以降、その減免措置に対する考え方をまとめまして取り組んでいければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

私が言いたいのは、いつも私申し上げるんですが、ほかよりも一歩前に出るような施策を打ち出さないということを言ってるわけですね。今、課長の答弁を聞きよると、あくまでも国の基準、国の基準というのを強調されるようですが、ここは上峰町なんです。国の下請機関ではございません。したがって、地方をみずから治めると書いて地方自治なんです。その課長なんです、あなたは。だから、いつも言うように、少なくとも金額の多少を気にせずに、よそよりも一歩、幾らかでもいいから就園補助金を出すとか、そういう形で予算の許す範囲内でもいいじゃないですか。まず、国の基準の前にね、福島課長として財政課と、幾らぐらいの予算なら対応できるかという財政課長との協議はなされたんでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

議員の御質問でございます。まだ財政課との協議は実施をしておりません。おっしゃっており、保育料につきましては、国はあくまでも基準でございます。基準額をオーバーしたら、これはペナルティーでございます。基準額以内で保育料は設定しなさいということになっていますので、上峰町が減免に対して設定することに対しては、町の財政が、本当言われるとおり、許す限り減免の措置はとることは可能というふうに考えております。

当然、町のほうとも協議は何回か重ねております。そういったことで、今後、財政とも協議をしながら減免に向けまして取り組んでいきたい。それも先ほどから何回も申しますとおり、やはり中間層以下という方への減免は、もうほぼゼロに近い方も実際いらっしゃいます。そういった方たちのみならず、やはり上の本当に保育料を50千円も60千円も払っていらっしゃる御家庭もいらっしゃいます。そういった御家庭に対しても、その方たちは当然にして税金も多く払っていただいている方でございますので、そういった方たちにも同じように減免の対象という形をとって、全部に網羅するような減免措置というのを目指していく、ちょっと考えていきたいということで、今後協議をちょっとして、当局とも財源がどのくらい要るか、その辺のところも協議をしていって、減免に対して上峰町の方針を持ちたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

こういうことをいつまでも駆け引きしよってもいかんのでね。私が言いたいのは、町長がね、やっぱり上峰に行きたい、上峰に住んでみたいというふうなまちづくりを目指した以上は、国の基準よりもいっちょ前に、例えば1人、今、課長が言うように、全部の保育園児に対して、保護者に対して一律3千円でもいいじゃないですか、5千円でもね、財政が許す範囲内で。それをするによって、やっぱり他町村の保育担当業務に対しても刺激を与えるから、それがうねりとなって国を動かすような形にもなると思うんですよ。

だから、町長がスローガンに掲げた、人が上峰に集まる、上峰に住みたいというふうな上峰をするためにはどうするかで。財政課長と協議して、財政が金がないからだめだということであればもう少し私も柔軟な発言になるんですけど、財政課との協議もせんでね、そして国の基準がと言われたって、私はちょっと聞く耳を持ちませんので、今後も努力をしていくということですので、それを期待して、答弁は要りませんので、次に進んでいただきたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨2、出生記念品贈呈の取り組みについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

2番吉田議員の2つ目の御質問でございます。質問事項の2、子育て支援で要旨の(2)でございます。出生記念品贈呈の取り組みということでの御質問でございます。これも前回の議

会で御質疑ございました。その後、いろいろちょっと検討をいたしておるところを御説明いたします。

出生記念品の贈呈の取り組みにつきましての御質問でございますが、2月定例議会における質問に対しまして、県内取り組みといたしまして、有田町におきましては新生児の出生時に、出産時の町内の生産されております棚田米及び有田焼の皿に出生日を記入されたものをセットとして、茶碗に名前を記入されたものを記念品として支給されている、この事例を紹介しております。

全国自治体の動きといたしましては、やはり定住促進の推進と位置づけられまして、助成制度があるというのは見受けられるところでございます。

町といたしましては、子育て支援の一環事業として、子供の出生におきましては分け隔てなく、例えば、里帰り出産等で当町で出生された保護者様に対して、上峰町からおめでとうの気持ちを伝えられる制度になればというふうに考えております。

近年は、出産をされます産婦人科、医療機関等におきましてもサービスの一環として、手形や足形などを退院と同時に祝い品としてプレゼントをされている病院も多いというふうに聞いておるところでございます。このことも第2子、第3子という願いを込めたサービスというふうに考えております。この子供の誕生という記念すべき届けと考えますので、高額な記念品だけではなく、できれば安価でも、上峰町で届け出をされる保護者の皆さんにお祝いの記念品を贈ることによりまして、上峰町ではこんな温かいお祝いをもらったよと親の心に残り、今後の子育ての応援になればというふうには考えております。

現在はまだ申請の方法やお祝いの品等の選定にはまだ至っておりませんが、今後につきましては、お渡しの方法、または支給の要件など検討をしていきたいというふうに考えておりますし、どのような方法が上峰町を忘れない印象をとどめていただけるかを念頭に置いて検討していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○2番（吉田 豊君）

2月議会で報告いただいたのが25県で48自治体で、その当時は佐賀県ではどこもやっていないという報告を受けておりました。九州では長崎と大分が実施しておるという報告を受けておったんですが、課長言われるように金額の多少じゃないと思うんです。お祝いという、特に親御さんにしてみれば、五体満足で健康な子供が生まれた、その喜びだけでも十分なものだと思うんですけど、それに対して行政から何らかの気持ちを示すという形であれば、それで十分だと思うんですよ。

参考までに申し上げてみたいと思いますが、場所はちょっと忘れましたが、自分の新築家屋をしたときに、家を建てられたときに、車庫をコンクリート打設されていたんです、生コンをね。そこに子供を両足ついて乗せて足形を残してあるんですよ。そういうことでも、全ての届け出者にとというのはちょっと該当しないかもわかりませんが、ある程度のものを届

け出者に選択をしてもらうような方法もあると思うんですが、そういうものを含めて、とにかく一日でも早く実施できるように努力をしていただきたいと、これはお願いで終わりますので、次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、老人福祉、要旨1、敬老祝い金について答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。吉田議員の質問事項3、老人福祉、要旨(1)敬老祝い金についてに関して答弁をいたします。

今後の予測といたしまして、高齢者人口割合は増加することに加え、15歳から64歳までの生産労働人口と総人口は減少傾向になることが見込まれるため、一般的な考え方によれば自治体としての歳入も減少していくという予測が成り立ちます。

人口減少効果で発現する時点での自治体経営状況については、現段階で不透明ではございます。しかし、高齢化は進行しておりますので、受給対象者の現金配付の上積みや受給対象者の拡大ではなく、適切な事業への充当など超高齢化社会を見据えた展開も必要になってくるだろうと思われます。

超高齢化社会の到来により新たな局面を迎えており、社会保障を取り巻く状況が大きく変化し諸課題が生じる一方で、地域福祉事業に限らず、町における施策も充実させていく必要があります。そのための財源や中長期的なビジョンを持ち合わせていくことが肝要かと思われ

ます。こういった社会情勢などに鑑みると、現在大きな転換点を迎えるに当たり、当町では長寿祝い金の削減廃止を打ち出しているということではございません。現状の節目支給の水準を維持できるよう努力をしていくということで御説明を差し上げているところでございますので、御理解のほどを賜りたいと、このように思います。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

課長からお答えをいただきました。毎回同じような言葉で、人口減少傾向で平成57年には老人人口割合が30%までになり、生産人口も減少して税収も減少するということが見込まれるということも前回の質問で十分私も認識はしております。しかしながら、以前もらってあったものを財政の事情で縮減したということになれば、やはり現在その年齢に達した人たちは何か損したような感じもされるかもわかりません。したがって、今日の財政が許すならば、同金額とはいわんでも、幾らかでも敬老の気持ちを町として示すのがいいんじゃないかなというふうに私は思って、毎回、敬老祝い金についてどうかということでお尋ねをしておりますが、やはり今日のすばらしい上峰を築き上げた先輩たちに対する気持ちをあらわす意

味でも私はそういうことが必要ではないかというふうに思いますので、いま一度御答弁をお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

この敬老祝い金につきましては、吉田議員から再三にわたり御提案をいただいているところでございます。

私、先日、夕張市に行きまして、そこで見た将来の自治体の姿といいましょうか、高齢化率50%、人口は上峰町を下回っています。産業はございませんで、メロンを中心に地域おこしをされていると。人は通っておらず、動物も通っていないぐらいです。本当にいずれそういう時代が来るんだろうなというふうに感じたところです。

地方創生というふうに、もうここ数年来ずっと国のほうが音頭をとっておられますけれども、やっていることは、人口を奪い合いなさいと。あと、税収を奪い合いなさいという程度の議論でございまして、本当は人口が極端に落ち込むという時代が到来するときに備えての制度を企画競争するのが地方創生であるべきだという視点からすれば、なかなか今やっていることに力を発揮しないと他町に負けてしまうというような議員の御指摘もございまいやうに、そこで頑張らなきゃいけないという気持ちはあるけれども、本当にそれだけでよいのかというふうに考えさせられるところです。

特にこの敬老祝い金のやりとりを聞いていると、それをいつも考えるんですが、何というか、予算のつけ方として、夕張市を見ていて思ったのは、廃校が並んでいました。高齢者施設、いろんな施設が、町営住宅も含めてたくさん建っています。ぼろぼろの状態で、窓ガラスも割れっ放し、それを建て直す予算さえないんですよ。だから、通常だったら、そういう建物があればそれを壊すべきだという議論が起こり得るんでしょうけれども、あそこの市はもう議会も執行部もそんなこと言っていられないと、予算がないから限られた予算を子育てのみに使うと。そこに光だけを見て、後ろは振り向かないというようなことで再チャレンジを現在されているところでございます。

もちろん議員おっしゃるように、高齢者に対する配慮ということ、予算がちょっと財政難で縮減された敬老祝い金を復元すべきだという御議論はわかりますが、どちらかというならば、やはり来るべき時代に備えて人口をふやす、あるいは地域で子ども・子育てが安心できるようにしていくというようなところに予算をまずは振り向けていくべきだろうというふうに私自身も考えてございます。

大変苦しい答弁をこれまでしてきたことと思いますし、何度も同様の趣旨の答弁を繰り返してございましたのは、そういったところで、まず子ども・子育てにしっかりと予算立てをしていくことから始めたいという考えであったことと思いますので、御了解いただければと思っております。

○2番（吉田 豊君）

町長から夕張市の実情を報告いただいたわけですが、大体赤字再建団体に突入した場合の地方自治体の姿というのは、思えば、今言われたようなことは想像できるわけですね。上峰町もそのちょっと前まで行った時期がありました。これは赤字再建団体になったらもう大変なことだということで、上峰町でもよくする会が、政治団体ができて、行政に対する注文事項等もなされてきた事実もあると思います。

比較に赤字再建団体の夕張市を出されると私たちも意気消沈せざるを得なくなるんですが、その限られた予算の中で何とかやっぱり先輩である、立派な上峰町をつくり上げてこられた先輩たちに対する気持ちをあらわすという、それには何とか理解を示していただけないのかなということで、続けてずっと質問をしてきたわけですが、限られた予算といえども、どこかにやっぱり金は消費をしていくわけですね。だから、どこからか捻出できればという気持ちで今日まで重ねて質問してきたわけですが、節目節目に今やっているから、それを潰さないように、減額にならないように、現状維持を十分していきます、配慮しますということで課長からもお答えをいただいているんですが、できたらもとに復活していただけるようなことも考えてもらえないのかなということを希望を申し上げまして、この項は質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨２、健康な老人育成対策（仮称）スポーツジム等の設置はできないかについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

吉田議員の質問事項３、老人福祉、要旨(2)健康な老人育成対策（仮称）スポーツジム等の設置はできないかに関して答弁をいたします。

現在、当町におきましては、高齢者向けの運動教室は身体の程度に応じた段階的な実施を行っているところでございます。

鳥栖広域が実施いたしております通所サービスＣというものを基点に、町のほうでは筋力向上トレーニング、３Ｂ体操、転倒骨折予防教室、サーキット運動などを実施しており、運動面でのサービス提供は比較的充実しているものと思われます。中でもサーキット運動は、器具を使用し筋肉への負荷をかける、あるいは有酸素運動をメニューに取り組む、こういった比較的スポーツジムで行う内容に近いものがあり、利用される方の満足度も高いものと感じております。

また、老人クラブ連合会などにおきましては新たな取り組みとして、プールなどを活用し、水中での負荷を利用し健康づくりにつなげていくような事業発案もなされており、創意工夫を凝らしておられます。

議員御指摘のとおり、健康な高齢者の機能維持、機能低下防止を図ることは社会保険制度

の持続性を図る上で大事なポイントかと考えております。先ほど述べました事業についても、今後、総合事業を構築していく中で体系的整備は必要になるものと考えております。しかし、ハード事業により新たな施設を整備するということではなく、さきに述べた運動教室などはおたっしや館にて展開されており、既存の施設を健康づくりの拠点としての機能を重層化していく、あるいは民間施設や地域の公民館などの拠点をうまく活用するなど、さまざまな社会資源を有機的に活用しつつ、先進事例も含め創意工夫を図っていきたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

今、河上課長からお答えをいただいたんですが、この健康な老人をつくるということに対しては、あなたとは初めて前議会で考え方が一致したということで、私もそれなりに喜んでおったわけなんですけど、確かに今されておるステップアップ方式で相当の効果はあっていると思うんですが、私が申し上げているのは、40代から、現在元気な人がそのままの姿で60、70、80までずっと進めるような体を維持するための施策が必要ではないかということを申し上げているんですね。

だから、現在行われておる機能回復については、衰えた部分の幾分かの機能を回復して寝たきりにならないようにという、どういう表現をしていいかわからんですが、それではちょっと間に合わないと思うんですよ。そういう老人がふえていくことはもう目に見えていますから、そういうものをもう健康なままで老人になっていかれるような体を維持していくことのためには、やはり施設を整備するという形になれば、それは当然金はある程度かかるんですが、長い目で見れば、介護保険等の軽減にもつながってきますし、何よりも健康な老人で、幸せな老後を送られる、それがもう何事にもかえがたい幸福度じゃないかと思うんですよ。

だから、今やっていることで満足をしておるような課長の答弁のように聞こえたんですが、私はそれではちょっと物足りんと。だから、そういう観点でどのように思われるのか、いま一度答弁をお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

事業的な体系をどのように考えているかというような御趣旨かというふうにお承りしております。現状におきまして、介護保険を利用されている高齢者というのは大体2割程度というふうに認識しております。利用していない高齢者は8割弱ぐらいになるかと思いますが、というふうに単純に見積もることはできます。中には疾病や障害により利用されない方もおられるとは思いますが、介護保険を利用していない元気な方が多数おられるということですね。こういった元気な方々の機能が低下せず、機能を保ったまま地域で生活していけるという、この社会環境を構築することがまず理想形だというふうに思っております。

現在の国の体系におきましては、年齢ごとに区分を行いまして事業区分けをしている状況

です。例えば、40歳から64歳までの方はAという事業、65歳以上の方は介護保険の総合事業とか、そういうぐあいにすみ分けを国のほうはしております。しかし、議員御指摘のとおり、若いころから高齢者に至るまでに一貫した事業を行い、運動習慣や健康意識の醸成を生活習慣が固まる前に行うことが肝要だと、私もこのように思っております。全くその辺に関しては同意です。こういった切れ目のないサービスを提供することが本来求められるところだろうというふうに思っております。

そこで、今年度、介護面のアプローチを踏まえまして、給付適正化の観点から本町にとってどういったサービス体系が望ましいかを調査し、現在ある事業の組み立てを再編したいと、このように考えております。例えば、高齢者向けの事業であっても40代ぐらいの方にとっても有用ということであれば、既存の補助金や交付金を活用しながらも対象者ごとに案分が可能なものかどうかとか、そういった案分により対応し、一団とした利用が可能かどうか。現在、集团的に一堂に会している事業を地区に点在させ出前型にしてはどうか、また、運動教室は多数行っているものの、各教室同士の面的なつながりは保っているか、こういったものを含めて、スクラップ・アンド・ビルド的な発想をお持ちして今回再編をしたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、町道整備、要旨、西峰東西3・4号線進捗状況について答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。吉田議員の質問事項4、町道整備、要旨1、西峰東西3・4号線進捗状況という質問に関して答弁いたします。

まず、西峰東西3号線につきましては、昨年度予算にて概略設計を行い、今年度事業採択及び予算の配分を受けております。今議会に路線測量の予算補正をお願いしているところでございます。今後は、追加配分の状況にもよりませんが、実施設計完了後、早期に地元説明会を開催し、事業の進捗を図っていきたいと考えております。

次に、西峰東西4号線でございますが、前課長より地権者の意向についてある程度聞いておりまして、この路線の一部の未買収地について、先般、地権者の方と接見する機会がありまして、意向をお聞きしたところ、変わらない回答でございました。了承を得られないということで、今後、前課長からも引き継ぎを受けておりますけれども、早期に舗装のほうをできるような形で検討を進めていくことも一つ考えられるかなということで考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○2番（吉田 豊君）

3号線についてお答えいただいていない項目が、前課長からどのような引き継ぎを受けら

れたのかということで最初に申し上げたと思うんです。というのは、3号線に1人の方の、ここに請願報告書というものをちょっと持っているんですが、—〔発言取り消し〕—
——畑が雑木なり雑草が植わって、非常に地元の部落の方々も野菜をつくっても落ち葉が白菜の中に、結球の中に紛れ込んで商品価値がゼロになってしまって、畑作もままいかないということで、伐採をしてくださいということが要望されて、この振興常任委員会の審査報告の中にも、なお、現在耕作放棄されている農地については特に迷惑をかけないように管理し、整備の上は遊休地等の発生がないよう有効利用の確保に努めなさいということが附帯意見としてついているわけですね。そのことについては引き継ぎを受けられたんでしょうか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員のほうからの質問に関して、西峰東西3号線の一部の農地に行くことについての質問かと思えますけれども、前課長のほうからそのことに関して特段説明を、一部農地のことに関して、ある程度の説明はあっておりました。しかしながら、そこに関して現在まで私のほうでその方とお会いしたりとか、そういったことはやっていない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○2番（吉田 豊君）

引き継ぎは受けたようで受けていないようなお話なんですけど、いずれにせよ、そういう荒れた農地があるということで地元も大変迷惑をされておるようでございますので、やはりこの整備にかけて、少なくとも建設課のほうで地権者との交渉をいただいて伐採をさせるように、特に聞くとところによると、その周辺に家が建っておって、蛇とかが家まで入ってくるそうなんです。だから、境界から何メートルか草とか木を切らせてくれと言っても、さわっちゃでけんと、切らせんということを言われるそうなんです。地権者の方が。だから、もうあとは役場でお願いするより方法がないのかなというふうに思いますので、善処していただくようお願いしたいと思います。

それと、4号線については一部残してでも舗装をしてもらうべきじゃないかなというふうに思うんです。というのが、これは私の想像なんですけど、前課長にも申し上げたんですが、相続というか、登記承諾書を、道路用地の分といっても登記承諾書には地番、地籍を書いていますけど、それを原本還付請求、法務局から原本還付請求をかけると、次の登記にも使えるような状況になるから、それを恐れられて何人かの方が同意をしないというふうなことじゃないかなと思うので、十分、道路用地以外には使えませんということで、役場のほうで原本還付かけて管理しますからということで言われたら、幾らか柔軟な姿勢を示されるかもわかりませんので、それも含めて用地交渉に当たっていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

先ほど吉田議員のほうから申されました登記承諾書の件でございますけれども、承諾書の内容としましては、その土地の一部ということで道路用地の面積を上げております。一部に關しての承諾ということで登記に使用しますので、原本還付をされても、それをほかの登記に使うということは必ずできないようになっておりますので、そのことを申し上げまして、今御指導いただきましたとおり今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（「じゃ、いいです。先に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項5、防災マップ、要旨、3月末日までに、なぜ配布できなかったのかについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、吉田議員の質問事項の5、防災マップの要旨1、3月末日までに、なぜ配布できなかったのかにつきまして答弁申し上げます。

昨年8月8日に防災マップの作成方法として、福岡市のほうで水害ハザードマップ作成手引き及び内水浸水対策に関するガイドラインの説明会がございました。その説明会にて配布資料をもとに業務発注の準備に取りかかったわけでございます。

業務発注までの間、数社からの防災マップの見積もり徴取や業務内容の聞き取り等を行い、発注のための業務の積算書及び業務仕様書を作成いたしました。原課としては、ふなれな業務の点もありまして発注までに時間を費やし、12月5日に株式会社ゼンリン佐賀サービスセンターと履行契約をし、平成29年3月21日に防災マップ5,000冊の全冊納入を完了しております。

そこで、全世帯配布がおくれた理由でございますけれども、今回のマップにつきましては各避難所の標高を明示することにしており、国土地理院の発行数字を使用しておりましたが、1カ所だけ現地と矛盾するとの指摘があり、業者と協議、確認の上、全冊修正することになり、全世帯配布がおくれたわけでございます。町民の皆様につきましては、配布がおくれたことにつきまして申しわけなく思っているところでございます。

以上でございます。

○2番（吉田 豊君）

おくれた理由につきましては理解をいたしたところでございますが、海拔の基準値がどこにあって、どのような方法で海拔が決定されるのか、わかる範囲内で結構ですので、わかるように説明をいただけたらと思います。それはなぜかということ、九丁分とか前牟田、井柳あたりはアオが上ってきますよね。アオが上ってきて、河川の堤防から1メートルも差がないぐらいまでアオが上がってくるのに、前牟田あたりで海拔4メートルなんですね、マップを見ると。私はゼロだろうと思うんですが、海拔の表示の仕方、出し方というのがどのように

なされておるのか、基準値がどこにあるのか、わかる範囲内で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうから、先ほど吉田議員の質疑、標高、海拔等の質疑につきましてお答え申し上げます。

日本におきます標高につきましては、東京湾の平均海面を基準高として標高ゼロとしたときの高さでございます。海面には、先ほども言われたとおり、波が固定されていないため、実際には国会前庭に設置されました日本水準原点標高24.39メートルを基準として測量をされております。

海拔は標高と同様、平均海面を基準として計測されますが、東京湾ではなく近くの港湾などの平均海面を基準としているところも多いようです。よって、基本は東京湾の平均海面を標高ゼロとし、そこからの測量がしにくいいため、先ほど申し上げました国会前庭に設置されました日本水準原点標高24.39メートルを基準に測量をしているところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

詳しいことはちょっと私もわからんとですが、実際、上峰におけるところの海拔というのは何か修正できるような方法はないんでしょうか。修正できるのであれば、修正をかけたのがより現実的な海拔の表示になると思うんですが。というのは、例えば九丁分なり、切通川なり、井柳川を参考にしても大潮のときには、同僚議員もよく言われているんですが、堆積物があるからやっぱりしゅんせつをせにゃいかんということで、いつ井柳川あたりが越水するかもわからんような状況なんですね。それが満潮と重なったときにはどのような状態になるのかというのがやっぱり地元の浸水地域の方々は気になる場所と思うんですよ。だから、この辺は海拔4メーターやけん、4メートルぐらいの水の来たっちゃ逃げんちゃよかばいという安易な判断をされては大災害、大被害が出ると思うんで、もし修正がきくようであれば、修正一覧表でも結構ですので、お知らせをいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

お答えいたします。

海拔の修正につきましてはできません。先ほど私が答弁しましたとおり、基準値が東京湾の平均海面をゼロとすると。しかしながら、海面からを基準に測量が困難ということで、日本水準点を国会前の庭に24.39ということで設置しております。それから、日本国中それを基点として海拔、または標高の表示をしておりますので、上峰町のその部分だけを修正するというにつきましてはできないということになります。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項 1、町長施政方針に対する各課長の取り組み、要旨、2月議会で町長施政方針に対する取り組み姿勢を文書にして報告してもらったが、その実現に向けた今議会の肉づけ予算の内容はについて答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉田議員の御質疑にございます施政方針に対する各課取り組み一覧を各課に資料をつくらせていただいておりますので、私のほうで総覧しながら読み上げさせていただきたいと思います。

まず、総務課に関する施政方針、資料記載内容としましては、消防水利の整備ということに触れております。予算書の事業名につきましては、防火水槽区画線補修委託料2,400千円、防火水槽蓋取替工事2,000千円、消火栓格納箱整備工事2,000千円、消火栓等設置工事負担金4,000千円ということでございます。

続きまして、まち・ひと・しごと創生室ですが、ふるさと納税の推進により財源を確保という記載をしておりますけれども、関連する予算につきましては、ふるさと納税PR広告料130,850千円、ふるさと納税CRM導入業務委託料15,300千円というものになります。

また、魅力発信拠点づくり事業の内容をどう発展させていくかが優先度の高い課題というふうな記載もございますが、これにつきまして関連する予算につきましては、魅力発信拠点づくり事業委託料55,000千円、つばき植樹等業務委託料2,475千円、トレイルランニング開催委託料575千円でございます。

続きまして、建設課でございますが、2つの記載がございました。町道西峰東西3号線及び町道八枚碇線、そして道路補修関係ということで資料に内容表示しておりますけれども、関連する予算につきましては、測量業務委託料6,800千円、町道補修等工事70,000千円でございます。

続きまして、住民課でございますが、自然保護・環境保全活動の推進、不法投棄の防止、ごみ収集・処理体制の充実ということで施政方針を記していますけれども、関連する予算につきましては、空家対策業務委託料5,500千円、監視カメラリース料360千円、印刷製本費（ごみの分け方出し方）324千円でございます。

健康福祉課、通学福祉バスの見直しの記載と地域福祉というところで記載しておりますけれども、関連する予算につきましては、通学福祉バス車両デザイン委託料1,620千円、コミュニティバス等購入費20,300千円、コミュニティバス等購入費（債務負担行為）でございます、46,500千円、通学福祉バス運営委託料のうち運転免許証返納者対策に26千円でございます。

また、多世代交流食堂運営事業補助金、これにつきましては550千円でございます。

健康福祉課、高齢者福祉、母子保健、健康増進事業でございますが、それぞれあん摩等施術費給付費450千円、母子保健推進員活動謝礼187千円、がんサロン事業委託400千円でご

います。

続きまして、教育課でございますが、小学校施設の安全管理という記載をしておりますけれども、これに対応する予算につきましては、小学校大プール南側擁壁漏水調査業務委託料216千円、中学校施設の安全管理という記載がございますが、これに対しましては中学校多目的トイレ設置工事設計業務委託料1,620千円、小学校特別支援学級間仕切設置工事4,094千円。

続きまして、教育環境の整備充実という記載をしておりますが、これは6項目でございます。中学校特別支援学級等空調機器取替工事2,549千円、小学校図書準備室空調機器取付工事1,512千円、中学校テニスコート西側法面改修工事5,087千円、小学校臨時職員等賃金2,988千円、中学校臨時職員等賃金1,985千円、中学校教科備品10,098千円でございます。

続きまして、ICTを活用した教育の効率化、授業実施の充実を促進するという記載がございますが、オンライン英会話委託料がこれに該当するところでございますが、918千円でございます。

安心安全な給食の提供、食育による心身の健康の増進と豊かな人間形成の育成に努めるという記載がございますが、学校給食費補助金32,860千円でございます。

生涯学習課、町民センターの維持管理という記載に対応する予算につきましては5項目でございます。町民センター修繕（舞台照明調光器等）2,537千円と、ホール舞台操作業務委託1,923千円と、町民センタートイレ改修工事設計委託680千円と、町民センター中央監視装置更新工事設計委託100千円と、町民センター備品（ピンマイク、防災カーペット等）277千円でございます。

同じく生涯学習課でございますが、スポーツ施設の整備充実という記載に対応する予算6項目ございまして、修繕料（町民プール床等）1,000千円、中央公園トイレ改修工事設計委託800千円、体育センタースポットエアコン設置設計委託100千円、中央公園大型複合遊具補修工事設計委託800千円、中央公園グラウンド外周植込抜根工事934千円、社会体育施設備品（バレーボール・バドミントン用ポール、町民プール用床マット等）が1,421千円でございます。

最後に、文化課でございますが、太古木の保存整備に関する全体的な保存活用計画の策定という記載と、文化財保存地区北側水路の埋立による保存地区内の地下水位回復を目的とする天然記念物再生事業という記載がございますが、これに対応する予算としましては、それぞれ天然記念物八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林史跡等保存活用計画策定事業ということで2,000千円と、天然記念物八藤丘陵の阿蘇4火砕流堆積物及び埋没林天然記念物再生事業8,650千円でございます。

以上、施政方針に対応する各課の取り組み、具体的な予算事業名と予算額について御説明させていただきました。

○2番（吉田 豊君）

町長から読み上げて説明をいただきましたが、2月の課長さんからの取り組み姿勢という形で、例えば総務課でいきますと、2月の報告では格納庫の整備も行っていくというふうな記載もなされておりました。それから、自主防災組織が必要ということで記載されておりますが、いつごろどのような方法で自主防災組織をつくっていかれるのか。

それから、まち・ひと・しごと創生室では、道の駅構想の進捗状況が全然わかっておりませんが、どのような状況になっていっているのかということと、建設課の道路補修関係で70,000千円つけてありますが、去年が約1億円だったと思うんです。今の町道の整備計画ではなかなか全体需要には追いつきにくいような状況でございますので、工法を幾らか変えてオーバーレイみたいな形で大体予算的にどの程度差があるのかですね。今の路床から入れかえて、表層を剥いでする方法と、オーバーレイで簡単に、とりあえず全町的に下水道工事が行われて、下水管の一回、あったところが沈んで傷んでいるわけですね。だから、それをオーバーレイで簡単にやっていけば延長がかなり延びるんじゃないかなと、これは素人判断ですのでわかりませんが、そういう方法でやってもなかなか追いつかないのかどうかですね。

ちょっとこの1ページだけ先に御答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（江崎文男君）

まず、総務課のほうでございます。先ほどの質問の中で、消防格納庫の新設ということで、本町におきましては平成27年度で前牟田地区第1部の移転新築をいたしております。随時、残りの3つの消防格納庫についても計画をしております。特に第3部につきましては、第3部のほうからも要望等、または地区からも要望等が出ておりますので、次の段階につきましては3部と思っているところでございます。ことしにつきましては、その3部の場所的な決定を地区の消防団と区長会等で話をしてもらい、まずは場所の選定等をしていきたいと思っているところでございます。

続きまして、自主防災に関する質問で、自主防災組織の設立ということでございます。過去におきましても、自主防災組織につきましては区長会等で説明会等を行いましてお願いをしていたところでございますけれども、なかなか地区防災的なものの組織が生まれないということで、今年度以降につきましても、まず、区長会において自主防災組織のPR等を行い、一地区でもこの自主防災組織を確立してもらうようなPR的なものを今後していくつもりでございます。

以上でございます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、先ほど御質疑ございました道の駅のことについて答弁をしたいと思います。

確かに、さきの町長施策方針に対する各課の取り組みということで、道の駅について触れ

ておりましたが、今回の御質疑の内容が今議会の肉づけ予算ということでございましたので、この道の駅に関しましては、さきの３月議会において補正を議決いただいたところでございます。

それで、道の駅につきましては、今年度、基本構想、基本計画の策定を行うこととしておりまして、この４月から５月にかけて上峰町を中心とした商圈調査を実施し、競合する店舗等の状況や町内の交通量などについてデータを収集したところでございます。

以上です。

○建設課長（三好浩之君）

先ほどの吉田議員の質問の中で２点ほどあったかと思いますが、まず１点目、予算70,000千円で足りるかということでの御質問であったかと思いますが。

当初予算のほうで30,000千円いただいております、今回補正70,000千円ということで、合計１億円、去年と同等程度、若干足りないぐらいの予算かと思いますが。

２点目でございますけれども、オーバーレイでやった場合どうかということでございますけれども、まず、今やっている舗装工事、改修工事に関しましては、性状検査をやった地区の中で路盤が悪い、要するに、もう甲羅状に舗装が割れているところをメインにまずやっております。そういったところにオーバーレイをかけましても、いずれ早期、早い段階でまた同じような状態に戻るとということで、剥ぎ取って路盤をしっかり補足をかけて、舗装を変えていくという工事を先にやっております。

オーバーレイをやった場合にどれぐらいの差が出るかということでございますけれども、大体1.5倍から一．六、七倍ぐらいなるのではないかと、はっきりしたちょっと資料がございませんので何とも言えませんが、大体それくらいではなかったかと思いますが。

以上、答弁を終わります。

○２番（吉田 豊君）

総務課の格納庫の整備については理解をいたしました。

自主防災組織を一地区でも早くモデル的にやってもらいたいというふうな希望を申されたんですが、この自主防災組織については早くつくって、日ごろ自主防災の訓練というですか、実際に行動を起こしよかと、災害のときに間に合わんとです。なぜかという、私もたまたま大阪のほうに行っって阪神・淡路大震災に遭って来ました。当時の記憶をたどると、とにかく自分の身の安全を先に考えるんですよ。ほかの人はどうか知りませんが、私にとってはそうだったんです。だから、防災組織をつくっておっても、そのリーダー格の人たちが実際災害が発生したときにそういう指導的立場をこなすためには、日ごろのやっぱり訓練というですか、それを回数を多くするだけ身につくと思うんで、ぜひとも早くやってほしいなというふうに希望を申し上げておきたいと思います。

それから、まち・ひと・しごと創生室の道の駅構想については理解をしました。

それから、建設課の道路補修関係で、オーバーレイでは1.5倍から1.6倍の工事の差が出るというふうなことですけど、性状調査で一番ひどいところからやっているんですよという説明ですが、それも確かに必要だと思うんです。しかし、町全体が舗装が傷んで、もうどこもかしこも、恐らく課長さんところには区長さんから何とかしてくれという要望もあっていうと思うんですが、限られた予算である程度効果を出すためには、そういうオーバーレイでも可能なようなところをさっとやっていく方法も一つの方法だと思うんです。そして、路盤からやりかえにやいかんというところについては年次計画を立ててやってもらうというふうな方法でやっていただければ、町民の要望もかなり救われるんじゃないかというふうに思うんで、その点について、済みませんが、もう一遍御答弁をお願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま吉田議員のほうから御提案がありました件について答弁させていただきます。

まず、性状検査の悪いところからということでお答えしたわけですが、通学路と一番安全を必要とするところを第一に考えながらやっている状況でございまして、議員提案がございましたとおり、ほかの地区でもどうかということですが、そういったところも頭の中に入れながら、できる限り対応していきたいと考えますので、よろしくお願いします。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○2番（吉田 豊君）

それでは、2ページのほうに参りたいと思いますが、住民課のごみ収集・処理体制の充実のところ、直接これに付随するものじゃありませんが、ごみ袋の値下げは検討できないのかどうかですね。やはりごみ袋は高いというふうな一般の主婦の認識があるようでございます。特に大きな市とかではごみ袋の指定がされていなくて、普通の何かビニール袋に入れて提出するようなところもあるわけですね。ごみ袋の利益が処理費用の一部になっているということも十分理解してはいるんですけれども、何か検討されるようであれば検討できないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、健康福祉課の関連です。バスの関係はいいんですが、下のほうの高齢者福祉と健康増進事業の関係なんですけど、高齢者福祉の関係で、ある地域を回ったときに、老人の単身世帯で持ち家の方ですけども、庭の草取りとか、あるいは樹木の剪定ですね、そういうものに対してシルバー人材を活用しておるけれども、シルバー人材の費用すらまならんと。だから、何とか考えてもらえないかというふうなことで言われたんですけども、そういうシルバー人材の利用券みたいなものを検討できないのかどうかですね。

それから、今回、もう一つ要望として上がっておったのが温水プールの利用補助、今回予算化されておるようでございますので、これについては省きますが、できたらどの程度の料金を想定されておるのか、希望としては町外の割り増し料金ぐらいは何とかしていただき

いなという希望があっておりましたので、その程度以上の予算を組んであるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、健康増進事業のところで特定健診を昨年から無料にされたんですけど、受診率が、無料になったばってん、かえって落ちとったですね。上がったですかね。私が見たのでは受診率が落ちとったです。無料にしても落ちるなら何かほかの方法を考えにやいかんのかなと思うので、受診率向上のための施策を何か考えてあったら、お答えをいただきたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

先ほどの吉田議員の御質問でございます。ごみ袋の件でございます。値下げはできないかということでございます。

現在、上峰町のごみ種類、3種類ございます。可燃ごみに関しては、今現在でいいますと大が1つ、それに小が1つと。現在、大が400円という価格で販売をしております。あと不燃ごみの黄色の袋という形で実際つくっておるところでございます。今回、値下げは一応現在のところちょっと考えてはおりません。現行、ぎりぎりのところで実際発注をやっておるところでございます。当町としまして、どうしても発注の枚数が、やはり小規模団体でございますので、発注枚数に対してやっぱり価格的にはどうしても高くなるという状況がございます。そういったことがございます中ではありますが、大きい袋をつくってほしいという希望もあっているところがございます。もう少し大きい袋ができないかと、リッター数がですね。そういったところで、ちょっと今後考えていきたい面もございますので、そういったときに価格調整等も行っていければというふうに考えます。

それと、今、もう議員様方御存じのとおり、東部ブロックでごみ処理の新設の組合の立ち上げというところの前段のところまで入ってきているところでございます。そういったところで新設に向けまして、各2市3町が統一したごみの出し方ということが言われておるところでございますので、そういった中でごみ袋につきましても一緒につくるという方法ができないとかいうような、今後それで安価な袋をつくっていけないとかいうような、そういった協議も今後出てくるかと思っておりますので、そういったことも考慮しながら、ちょっと値段に関しましては考えていきたいというふうに考えます。よろしくどうぞお願いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

吉田議員からの御質疑、3点ほどあるかというふうに認識しております。

まず、ちょっと1点目ですけれども、単身世帯等の樹木剪定、樹木伐採とか、そういった形で、シルバーとの兼ね合いを御指摘されたものかというふうに思っております。単に樹木の剪定とかで、例えば外観を整えたり、資産の価値を高める、こういったものに関して何らかの助成をするというのはちょっと若干、資産の価値を高めるという観点からすると、助成となるとちょっと難しい面があるのかなというふうには思っております。

ただ、シルバーの利用料金というのが、社会福祉協議会のほうでシルバー人材センターというのがございまして、そちらのほうで作業される方の工賃をベースに算定をされているようでございます。低所得者等に対しての対策については、今後の地域包括ケアシステムの中でも大事な構築の論点になってくるかと思っておりますので、ちょっと時間をかけさせていただいて御検討させていただければというふうに思っております。

あと2のほうで、恐らく老人クラブのほうからの、いわゆる連合会の関係でプールの利用の関係で言われているのかと思います。今回は、町長の施策の方針ということで、いわゆる肉づけ予算として上げているものに関してということであつたんですけれども、こちらのほうが老人クラブのほうの自発的な発案ということだったものですから、今回この表の中には載せていないというところでございました。

一応、今回の予算のほうで1,000千円上げさせていただいております。こちらは老人クラブ連合会の会員確保のインセンティブとしての事業展開というふうに認識をしております。温水プール等での水圧にかかる負荷のかかった状態での歩行訓練とか、筋力、心肺機能の維持向上を図る、そして温泉施設等を活用した温熱効果作用によるものの期待、あるいは昨今のブームによります将棋とか、そういったものの知的刺激を与えることによる認知症予防、こういったもので、老人クラブの創意工夫による自発的取り組みを支援するというような内容で今回の予算で上げさせていただいているところでございますが、この表の中にはちょっとそれを載せておりませんでした。

一応、温水プールの利用券の購入ということで400円、1回当たりですね。そういったものについては全額の評価という形でしております。それと、あと温泉施設の利用券についても1回500円なんですが、これについても全額の評価という形でしておるところでございます。

3点目かと思いますが、受診率の向上に関して何らかの施策をとということで、健康増進事業に関しての御指摘をいただきました。受診率が無料にしたにもかかわらず下がっているじゃないかという御指摘だったかと思えますけれども、受診率は48.5%でございまして、たしか県で3位だったというふうに、私のちょっと記憶では認識したところです。5位以内には間違いなく入っているということでございました。受診率自体も向上しているということでございましたので、そこについては1点、御訂正方お願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇2番（吉田 豊君）

もう時間も来ていますので、これであとの積み残しは9月にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで2番吉田豊議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

通告順のとおり、6番井上正宣君よりお願いいたします。

○6番（井上正宣君）

6番井上正宣でございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、4点だけ質問をいたします。税金滞納について、2番目、河川の外来種は撲滅できないか、3番、小、中学校のトイレ洋式化について、4番、中学校周辺の駐車場はということで、まず、税金滞納については、過去3カ年の資料をいただいておりますが、上位10位だけで個人で30,630千円、法人で5,347千円、すごい滞納額でございます。これがどういう事情なのかわかりませんが、少しでも減らす方法はないか、お尋ねをいたします。

河川の外来種、ブラックバス、ブルーギル、アカミミガメ、こういう問題が少しでも減るような方法はないか。

公衆便所洋式化、これは同僚議員のほうからも質問出ておりましたが、低学年の子供はもう紙を使わない全自動の便所、こういうものが入ってきております。値段がいろいろありますから、どの程度の値段のものを学校に設置するのか。

それから、中学校周辺の駐車場は、これはいろんなイベントでも日曜日は車をとめられないような状況でございます。そして、ましてや中学校の体育館の南側、特に学校周辺はグラウンドでは野球ボールが飛んできて苦情が出る、そういったものが出てくる。中学校の体育館はやがて隣、南側に住宅ができれば、うるさい、騒がしい、そういう苦情が出る。どうしても駐車場が必要になってくるから、緩衝地帯として駐車場を確保できないか。

以上の問題を質問をいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、税金滞納について、要旨、過去3年間の法人税と個人の滞納状況

について答弁を求めます。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんこんにちは。井上議員からの質問事項 1、税金滞納について、質問要旨、過去 3 年間の法人税と個人の滞納状況という御質問にお答えをいたします。

お手元のほうに資料を配付してございますが、内容につきましては、個人、法人別の滞納者上位10位まで、それぞれ平成27年から平成29年の各年の 2 月末現在の状況を記してございます。御参照をお願いいたします。

資料には記載はございませんが、年度ごとの町税の全体の滞納繰り越し額を御案内を申し上げます。平成26年度から平成27年度へ収入未済額として繰り越した税額が一般町税の全体で47,860千円、国民健康保険税が45,840千円の計93,750千円となっております。同様に平成27年度から28年度へ繰り越した額につきましては、一般町税で48,310千円、国民健康保険税が45,950千円の計94,260千円となっております。

なお、平成28年度から29年度、新年度のほうなんです、そちらのほうへ滞納として繰り越す分につきましては、決算前の推計ではございますが、一般町税で36,200千円、国民健康保険税で43,300千円、計約79,500千円程度と見込んでおります。前年度と比較して、滞納額につきましては14,000千円程度は縮減する見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○6 番（井上正宣君）

この個人で滞納額 1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、やっぱり何百万円という滞納額でございますが、こういった事情で滞納されているか、滞納額がわかれば、どういう事情かわかればお知らせください。

○税務課長（坂井忠明君）

滞納の詳細、中身というか、そういうものについての御質問であるかと思いますが、余り詳しい内容につきましてはちょっとお答えは差し控えさせていただきますが、一番多い方につきましては事業を営んでおられた方で、既にもう死亡をされております。固定資産税の滞納のほうほとんどでございます。ほぼ98%程度は固定資産税の未納となっております。2 番、3 番、4 番、5 番につきましては、死亡はされておりますが、長年の積み重ねというような状況で、基本的に多いのは国民健康保険税の未納で、事業をされておられる方につきましてはそのうち 1 名というようなことで、ほかは一般の方というか、勤労者の方というような形でございます。基本的に住民税と国保税というのは大体セットになっておりまして、住民税のほうが普通徴収、サラリーマン以外であれば普通徴収となりますので、そこでまた国民健康保険のほうに加入されて、社会保険は持っておられないというような形で、住民税のほうと国保税のほうのセットでの滞納というような形でございます。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

この法人税につきましても、昨年度から見たら変わらないかふえているか、上位3人ですね。このような状況は、法人税ですので、何か会社の都合で納めができないのか、お知らせ願いたいと思います。

○税務課長（坂井忠明君）

お答えをいたします。

そちらのほうのお手元の資料は法人の滞納ということで、法人税の滞納ではございません。

ちなみに、法人町民税ですね、法人住民税なんですが、法人町民税のほうの滞納につきましては、ちょっと口頭で御案内をしたいと思いますが、決算ベースでございますが、平成25年度に収入未済となって26年度に繰り越した額は949,900円、こちらが法人町民税の25年度の未済額です。同様に26年度から27年度へ繰り越した額は1,030,800円、27年度から28年度への繰り越しが665,600円となっております、法人町民税の滞納につきましては、大体1,000千円程度か1,000千円を切る程度となっております。

また、先ほど御質問があった法人としての滞納の分で上位3位ぐらいは変わらないというようなことでございますが、うち1件につきましては、大体ちょっとおくらせて、ずっとおくれが1年間おくれるというような形がございまして、そちらのほうにつきましては、基本的にちょっと滞納繰り越すんですけども後で入ってくるような、その繰り返しをされております。残り2件につきましては、1社につきましてはもう完全に倒産をされておまして、うちのほうで交付要求をしておりますが、回収の見込みとしては今のところ余り立っておりません。もう一件につきましては、不動産の差し押さえをしております。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

いずれにしても莫大な滞納でございますので、回復見込みのあるものと全くもう倒産してだめなもの、倒産してだめなものは差し引いたら幾らぐらいになるのか。個人と法人、もう全く徴収見込みのないものは幾らぐらいになりますか。

○税務課長（坂井忠明君）

あくまでも私の主観でございますが、実際にもう亡くなってですね、お亡くなりになって、もう相続人も特定できないような案件も中にごございますので。

ちなみに、先ほど順位の1番の方につきましては、この資料につきましては平成29年2月時点でございますので、実は3月でもう不納欠損をしております。徴収の時効の5年を過ぎておまして、徴収がもう不可能となっております、相続のほうももうされないというようなことですので、資産がない、取りようがないということですので、法の規定に基づきまして、実際、不納欠損をさせていただいております。ですので、1番の順位の方につきましては、実際にもう翌年は滞納繰り越しとしては出てこないというような状況でございます。

また、上位10名のうち、1名につきましても同様に死亡をされておまして、こちらのほうは相続人のほうがいらっしゃるんですが、そちらのほうはまだちょっと折衝中というようなこともあります。ほかの案件につきましては、基本的には分納誓約を必ずとっておりますので、時効の停止延長、そういうのもございますので、基本的には当然回収しなくちゃいけないというようなものでございます。こちらは個人でございます。

法人につきましては、もう逆にほとんどが倒産とかされておまして、こちらのほうにつきましては、なかなか回収のほうが困難というような判断をしておりますが、個人につきましては、できるだけ財産調査等、もちろん力を入れまして、回収に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

個人のほうの滞納額がかなり多いので、これは過去4年ぐらいに全然払っていない人もいると思うんですが、ここに書いてある税金の中に1年でも払った人がおるのか、全く払わない、そういう人もおりますね。1番と8番ね、払わない、1年分は払っているわけですかね。そして、前年度と変わらない、そういった計算になりますかね。この滞納額の10位以内ということでここに上がっておりますが、この10位以内の税金滞納者はつけ出すわけにはいかないと思うんですが、個人情報でですね。これはもう秘密会で公表をお願いしたいと思うんですが、何とかできますかね。

○税務課長（坂井忠明君）

議員御承知のとおり、税情報と申しますのは一番秘密に属する部分でございまして、地方公務員法、あるいは地方税法のほうでも守秘義務というものが課されておまして、基本的に法律等の規定でその守秘義務、公表ができるという規定があるものについてはもちろんできるわけですが、一般的に通常のこういったやりとりでは公表できないということになるかと思います。

また、例えば議会の99条とか100条とか、そういった、もし公益的にそれが必ず必要であるというような情報の開示をそういう状況で求められたにしても、そこでまた私どもが証人、あるいは参考人としてお話し、個人情報をお話するという場合でも、基本的にいろいろ調べてみますと、秘密会を要請して、特別委員会なりを秘密会として行う中で、私どもが上司のほうに報告を、しゃべっていいですかということの確認を得た上でお知らせするというようなことになろうかと思いますので、その個人の名前を議員の皆様が知ることの公益的な理由というのが何だろうかということにはなってくるかと逆に思います。

以上です。

○6番（井上正宣君）

例えば、個人の滞納については、上峰町を動かしてる人、議員の人、もしくは団体の長の

人が滞納してる状況はないですか。

○税務課長（坂井忠明君）

お答えいたします。

私ども公人、私人という分け方で納税者、滞納者を分類していることはございませんので、どなたが公人で私人であるか、あるいは例えば職業でも分類はしておりません。会社員の方であるとかですね。あくまでもその方が給与所得者なのかとか、そういった分類はございますが、所得の分類とか、そういう分類はございますが、基本的には議員さんであるとか、町長であるとか、そういった分類は、もちろん知ってはおりますが、してはおりません。

もし仮になんですが、議会の政治倫理条例の関係でもしそういったことで必要があるというようなことであるとすると、私のほうで、去年になります、議会事務局のほうに、その議会の議員の政治倫理条例に基づく税証明の提出に関して提案をさせていただいていますので、そちらのほうを御紹介をして回答になればというふうに思いますが、まず、納税に関する証明書という規定がございますが、そちらのほうは直解すれば通常の納税証明書となるわけなんですが、そちらの納税証明書と申し上げるのは対象年度の指定もできますし、対象税目の指定もできます。ですから、納めてる分だけを指定すればとれるわけです。ですので、それだったら意味がないということで、まずそちらのほうを滞納なし証という証明書のほうに変えたらいかかなということで、個人情報もつきませんので、もう滞納がある時点で、その証明書自体、自治体が発行できませんので、証明書が発行できたら滞納がないということですので、一番わかりやすい。

そしてさらに、こちらのほうの交付時期につきまして、5月末までに提出というふうにされてると思うんですが、もし可能なら議長が一括して議員各位から承諾書のほうを徴取されて、そして町長宛てに証明書の提出を求められ、私ども税務課のほうで5月末日の一番直近の平日に、午後5時にそちらのほうを発行すると、一括してですね、承諾があれば。そして、議長のほうに提出するというようにして、また、議会のその政治倫理条例の趣旨に基づいて、発行する証明書の手数料が今300円かかるんですが、そちらのほうも無料にして減免という扱いでも可能なのかなというような提案をさせていただいておりますので、もしそういった個人情報云々ということにさわりがなく、しかも、条例の目的を達し得るということであれば、そういった方法も議会の中で御検討なさってはいかがかなということでございます。

以上、ちょっと言い過ぎたかもわかりませんが、よろしくお願いいたします。

○6番（井上正宣君）

以前から滞納問題については議会ですごく質問している状況でございましたが、とにかく議員みずからそういった滞納をなくし、上峰を動かす人が滞納があつてはならないと思うわけですので、税務のほうとも相談しながら、今後、滞納額を減らしていくような方法で秘密会なりなんなりやるべきことはやって、少しでも滞納額を減らしていくような方向で頑張

りたいと思いますので、この質問はこれで終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、河川の外来種は撲滅できないか、要旨、今、ブラックバス、ブルーギル、アカミミガメ等がふえ続けているがについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

井上議員の御質問でございます。質問事項の2、河川の外来種は撲滅できないか、要旨の1でございます。今、ブラックバス、ブルーギル、アカミミガメ等がふえ続けているがという御質問でございます。お答えさせていただきます。

外来種対策といたしましては、国が定めます特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律、これ平成16年法律第78号でございます。さらに、県が定めます佐賀県環境の保全と創造に関する条例、平成14年佐賀県条例第48号に基づきまして、佐賀県県民環境部有明海再生・自然環境課とともに、現在も対応を行っているところでございます。

今回質問がありましたブラックバス、ブルーギル、ミシシippアカミミガメですね、などの水生生物の主な対策としましては、当該輸入規制種の個体を放つことの規制内容の普及、それに啓発、2番目といたしまして、地域活動による池干しでの一斉駆除など等がございます。水生生物を駆除するには、池干しを数年に1度の頻度で行っていくのがよいかというふうに思われますが、現実的には河川、またはため池等ですね——は農産物にも関係しますし、水利権等の問題等もございます。実際には池干しとかなかなか高いハードルがあるというふうに考えているところでございます。実際に県内でも池干しを実施されている例は余りございません。町といたしましては、県とか、当然環境省等の指導もございます。環境省、県とかとの連携を図りながら、河川や池へ放流をまずはしないよう啓発活動を強化しまして、今後の外来種の増加を抑制していきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○6番（井上正宣君）

とにかく減らすことが目的でございますので、ブラックバスなどアカミミガメ、こういうのが非常に繁殖率がいいわけですね。そうすると、どういうふうなことになるのかというと、ブラックバスは釣ったら戻すわけですよ。釣ったら持って帰って食べるならいいけど、戻したら、もうどっちにしても減るよりもふえる。アカミミガメはとにかく産卵で卵を余計産んでしまう、そういったことから、もう本当にふえるのが目に見えてですね。以前みたいにコイヘルペスが蔓延したころは網を張ってとにかく全滅している。とにかくとろうと、コイを全部とろうと言ってとったことはありますけども、このブラックバスやアカミミガメ、こういうのがもうふえるのは、何とかして減らさなきゃいかん。ウナギなんかはもうみんな喜んで持って帰るわけですが、もうこういうブラックバスは食べたらおいしいですけどね、持っ

て帰らない。ましてやアカミミガメなんかはもう食わない。もうどうしようもないものですが、そういったものを減らす方法、撲滅させる方向をどういうふうにお考えなのか。

○住民課長（福島敬彦君）

井上議員の御質問、お答えいたします。

まず、やはり減らす方法ということでございます。減らす方法は、やはり先ほど申されましたとおり、キャッチ・アンド・リリースですね、つかまえてまた放流というようなことで、実際、もう入っていることは事実でございますので、とりあえずもうリリースをしないと。実は外来生物法という法律で申しますと、キャッチ・アンド・リリースは禁止はされております。その中でも、その施行規則の中に、環境省の分でございますけど、リリース禁止についての判断は各自治体に任せますということでございます。そういったこともございますので、私どもリリースについての今後また広報とか、リリースの禁止とかで、皆さんに釣り上げたブラックバス等は絶対に放さないようにということで、まずはとりあえずお知らせをしていきたいというふうに考えます。

あと、なかなか池干しとかで実際防除ということも考えられていることではございますが、池干しになりましたら、やはり大がかりなことに当然なります。そして、その段階では、池干しの段階では、先ほど議員言われました特定外来魚以外の魚についても、当然水を全部干すわけですから、被害を及ぼす可能性もございますので、そういったことも考慮しながら、やはりまずは外来種については、まず外来種が何かということで、今、とにかくスポーツフィッシング等もはやっておりますので、そういったことで、外来種、バスはブラックバス、またブルーギル等は外来種ですよということでも知らない人は多いと思います。そういったことで、そういったものは放さないようにということで、まず、そういった啓発を強化をしていきたいというふうに考えております。まずは手始めに、その辺から手始めに啓発活動からやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○6番（井上正宣君）

特にブラックバスは釣り上げたら買い戻す方法はないわけですか。町のほうで買うとか、1匹100円なら100円で買うとか、そうでなかったら、これはブラックバスの釣り大会をやってみてください。人数が多いほど釣れると思います。それで、釣ったやつを全部町が買い取る、そういう方法で減らす方法もあると思うんですが、その辺はどうですかね。

○住民課長（福島敬彦君）

井上議員の御質問でございます。

釣ったバスを買い取って、そして減らしていったらいいかがか、これは確かにいい方法だと私も思います。実際、ちょっと私いろいろ調べて、ここでは大きな滋賀県の琵琶湖です。琵琶湖の例をちょっと探してみました。実際、釣り大会をされております。されたものをどうされているかという、買い取りではございませんが、釣ったものはリリースはしないで全

部まず持ってきてくださいと、環境保護のためですよということで、持ってきていただいた分を、要するに琵琶湖の外来魚回収生けすというのをつくられておりまして、当然釣り人の協力というのにも必要になります。外来魚の防除のためという、防除を推進するために設置をしましたよということでやはり啓発をされております。回収された外来魚については、殺処分の上、堆肥化をされて利用を行っているということでございます。

こういったことが当町のほうでもできれば一番いいなというふうには考えておりますが、なかなかちょっとここまでやるには人力も当然必要ですし、経費も必要になってきますので、まずもっては、町の、今の上峰町内のこの池とか河川の流域関係を考えましたら、まずはリリースの禁止であるとかいうところの啓発から入りまして、そして議員おっしゃいますような行事ができれば、そのようなこともまた検討をしていってみたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○6番（井上正宣君）

とにかくブラックバスなんかは食べたらおいしいですよ。ですから、ブラックバスの釣り大会を一斉にやれば中身が減るんじゃないかと。そして、ブラックバスを釣ったら、料理研究家か何か連れてきて、おいしい料理をつくって食わせるとか、そういったイベントも必要じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○住民課長（福島敬彦君）

議員の御質問でございます。

確かにブラックバス、私もテレビでも料理をされているのを見たことございます。白身でてんぷらとかにしたらすごくおいしいということも。ブラックバス自体がやっぱり戦後の食料難のときに、当然外来種でございますので、外国のほうから人工的に入れたもの、それがどんどんふえてきているものでございますので、今になってはその分が日本の古来からの生態系を崩すということで、本当に苦慮をされているところがいっぱいございますので、そういったことも考慮しながら、今、井上議員がおっしゃられたこともちょっと頭に置きながら、今後の対策、対応にちょっと考えていきたいと、考えさせていただきたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、質問事項3、小、中学校のトイレの洋式化について、要旨の家庭でも洋式化が進んでいるが、どう考えているかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんこんにちは。6番井上議員の質問事項3、小、中学校のトイレの洋式化について、要旨1、家庭でも洋式化が進んでいるが、どう考えているかという御質問についてお答えをいたします。

まず、昨日の答弁と重なりますが、文部科学省調査において、小、中学校を新築、または改築する場合、おおむね洋便器にしたいと回答をいたしました。上峰小、中学校のトイレ洋式化について全体計画を作成し、国の補助金を活用した改修計画を作成してまいります。

さらに、低学年への洗浄機つきの全自動トイレについて御紹介をいただきました。小学校低学年ではお尻をきれいに拭けなかったり、流していなかったりする場面がございます。私も事務局内でも衛生面や健康面の観点からも全自動の洗浄機つきトイレが望ましいと考えていたところでございます。計画作成の際にはぜひ導入に向けて検討したいと考えます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

今、低学年については全自動ということで、まず、紙を使わない、もう用が済んだら水と風で、非常にいいことだと思います。ですが、便器の前のほうが平らですので、先のほうに飛ばすのがおるんですね。特に老人介護なんかのときにはそういうのが多いらしいです。だから、便器を10ミリか15ミリぐらい前のほうをこう高くしたら、前にこぼれずに済むんじゃないかと思って。便器が低いから、真っすぐ先のほうに出してしまうわけですので、ちょっとでも高いと、前に行かなくてとまるわけですが、そういう便器はこちらからは指定してつくるものか、公のものをつかむのか、どちらでしょう。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま御案内いただきました洋式に座って男子が小便をする時のことだろうと思っております。確かに、私も見たことはないです、今そういう商品があるかどうかですね、前のほうが少し和便器のように少しこう上が上がっている商品があるかどうか、ちょっと存じ上げません。これについては大変ありがたい提案だと思います。そういう商品があるかということも含めまして検討したいと思います。さらに、これがなくて、新しい提案でまた一つ何か商品開発とかにも提案できれば、さらに幸いかと思います。御提案ありがとうございます。

○6番（井上正宣君）

そうしないと、どうしても前のほうにこぼしてしまうと、掃除がなかなかやりにくいらし

いんです。掃除するにも、そこでとめて便器内でおさめるような形のほうがいいんじゃないかと。

ただ、そういう便器がこちらから指定してできるものかどうかですね。市販のものがあって、市販のものはそういうのではないと思うんです。ですから、こちらから指定して、それだけ前のほうを10ミリか15ミリばかりかさ上げしてもらって、そういうものをつくっていただくとありがたいと思うんですが、どうでしょう。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございます。これについては、衛生とか、専門のそういう設計とか、安全面とかもいろいろあると思います。本当いい御提案いただきましたので、業者さんとか、そういうことと一緒に何か勉強させていただければと思います。ありがとうございます。

○6番（井上正宣君）

そういうものをつくっていただくと、小学校に限らず、老人ホームなり、そういったところで非常に使用する部面がふえてくると思うんです。老人ホームでそういうのが多いらしいんですよ。掃除するのが大変だと。ですから、恐らく小学校低学年もそういったことがあって掃除するのが大変だと。だから、そういうものがつくっていただければありがたいと思うんですが、はい、この問題は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、中学校周辺の駐車場は、要旨、駐車場用地は確保できないかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

同じく6番井上議員の質問事項4、中学校周辺の駐車場はの要旨1、駐車場用地は確保できないかという御質問についてお答えをいたします。

まず、御案内していただきました中学校体育館南側につきましては、現在、住宅開発が行われているところと聞き及んでおります。また、緩衝帯との御提案もありましたが、当面、その駐車場用地の確保、交渉については厳しいものかというふうに考えております。

そこで、中学校北側の駐車場について御案内させていただければと思います。現在、さきの2月定例議会のときも御質問いただきましたが、30台程度しか駐車をすることができませんでした。今は草刈りを行い、砂を入れて排水対策を行いました。さらに、北側のほうに現在、水防対策用の土のうや土が置いてありますが、こちらについても総務課のほうで再配置をして車をとめられるように移動していただけるように協議をしております。6月中ぐらいには移動ができるというふうに聞いております。この対策により、約70台の追加で駐車が可能になります。よって、現在30台程度の利用から約100台の駐車が可能になります。当面この対応で進んでいきたいと思うので、あわせてよろしく願いをいたします。

○6番（井上正宣君）

中学校体育館の南側にそういう住宅地ができると、今度は体育の授業なんかで騒がしい、もうとにかく静かにしてくれというような人が周辺に来られると、防音壁をつくらにゃいかん、何しろ後から来て文句を言うもんですからね。そういうのが多いんですよ。中学校のグラウンドのボールが東側に飛んでくると、ネットを張れと言うてくるし、ですから、ある程度緩衝地帯がないと、やっぱりそういう問題が起きてくるし。

今、いろんなイベントをやっていますがね、とにかく駐車場が足りなくて、中学校のグラウンドが使える場合はいいです、中学校のグラウンドに駐車させて。雨が降ったら使えないですから、そのときはどうしてももうシャトルバスなんかを使って輸送しないとだめ。とにかくイベントが盛んになればなるほど、駐車場は確保しておかないと。これはもう10年、20年の大計の中で考えないとだめですから、できれば北のほうもまだ買って駐車場用地として確保しておいたほうがいいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま井上議員からも御提案いただきました。確かに武道館の改築なども今後の事項の中には含まれておるかと思えます。そういうにぎわいの中で駐車場の確保ということは一連の問題になってまいります。その折には、また駐車場問題についても一緒に議論を進めていきたいと思えます。よろしくお願いします。

○6番（井上正宣君）

特に郡民体育大会とか県民体育大会、大きな大会をしたときに、どうしても駐車場が足りないわけですね。そういった大きな大会を持ってくるということは、その組織がしっかりしているからですので、その点を補うのは、やはり駐車場の問題。車はどうしても確保して入れないと、積み残しすると、もうその次から大会ができないというような、そういう状況がありますので、ぜひともですね、大きな大会が毎年何回でもできるような。

そして、やはりイベントをやったら、上峰町のそういう特産品を売る、そういうスペースもぜひ確保しておきたいと、そういう気持ちがあります。特に剣道大会で三瀬なんかに行くと、三瀬の特産品を売る店、体育館の横にちゃんと備えてですね、イベントとしてやっているわけです。そして、審判のお礼でも半分はもう特産品のためのチケットをやっているんですよ。そして、できるだけ地元のものを消費してもらいたいと。ですから、商工会もあわせてですね、上峰の特産品なんかそのときに、イベントのときに売っていただくような、そして活気ができるような、そういう状況下でありますので、ぜひとも駐車場を確保していただきたい、そういう気持ちでおりますが。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

重ねて御提案ありがとうございます。以前、県民体育大会のときに佐賀県内から皆さん集まっていたいたときもありました。確かに吉野ヶ里温泉とか、大字堤のところの直売所と

か、JAの直売所とか、いろいろ上峰町内の特産物の販売箇所とか御案内した経緯もございました。そのときにも確かに中学校のグラウンドの中に車をとめていただき、駐車場を確保したという経緯もあります。

今後もそういうところ、たくさんイベントあると思います。駐車場確保については必要な案件と考えておりますので、引き続き検討を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

もう終わりですか。

これで6番井上正宣議員の一般質問を終了いたします。

それでは、通告順のとおり、5番漆原悦子君より一般質問をお願いいたします。

○5番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。5番漆原悦子です。議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、質問させていただきます。

1件目はふるさと納税についてです。

総務省から、過熱する返礼品競争を抑制するため、3割以下とするなど具体的なガイドラインとも言える通知が来ております。早々に見直す、また、独自の方針を打ち出す自治体もあり、対応に苦慮されていることとっております。

そこで、要旨1、返礼品の見直し及び推移はどうなっていますか。昨日の同僚議員の質問と重なるところもあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

要旨2、平成27年、28年度返礼業者・返礼品名・金額はどうなっているか、お尋ねします。

2件目は認定こども園についてです。

要旨1、本年4月開園の幼保連携認定こども園の現状は。

要旨2、子供が病気のときに保育を依頼できる場所としての病児保育はできないか。町の考えを聞かせてください。

3件目は地域交通についてです。

のらんかいバスは通学福祉バスとして平成12年から運行され、老朽化により、毎年、修理や故障が多いのは皆さん周知のこととっております。現在は上峰町地域公共交通活性化協議会の中で協議がなされており、6月7日、議会の全員協議会の中で内容報告を受けたところですが、運行経路を含め、今後についてお尋ねをしたいとっております。

4件目は高齢者福祉についてです。

要旨1、介護予防・日常生活支援総合事業の現状は。

要旨2、介護保険等サービス利用者負担軽減の考えは。この件については2月議会で積み残しとなっており、新年度事業として取り組みされている分もあろうかと思いますが、再度質問させていただきます。

以上4件、答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、ふるさと納税について、要旨1、返礼品見直し及び推移はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、漆原議員の質問事項の1、ふるさと納税についての要旨1、返礼品見直し及び推移はについて答弁をしたいと思います。

昨日の御質疑に対する答弁の中でも触れましたが、これまでに総務省から返礼品の取り扱いに関しては数回にわたって適正に行うよう通知を受けているものでございます。これまで本町といたしましては、そういった総務省の通知の内容に留意をしながら取り組みを進めてまいっておりますが、ことし4月の総務省通知の対応につきましても、まずは本町におきまして高額な返礼品の取り扱いを中止したところでございます。

それから、返礼割合を3割以下とすることへの対応としましては、これも繰り返しになりますが、返礼品業者におきまして、製品の内容量の見直し、容器や箱などのパッケージの見直し、また、生産供給体制や仕入れの見直しが必要なものもでございますことから、現在、業者の意向を踏まえながら、3割対応に向けて協議や準備等を行っているところでございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

昨日も4月1日付の総務省通知を受けて町としては速やかに対応したいと答弁をされました。答弁されましたように、業者と内容量の見直し、パッケージの変更、また、供給調整などで時間がかかっているとも言われておりました。

そこで、現在、返礼品の送付状況はどのようになっていますでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

送付状況についての御質疑でございますが、これは総務省通知を受けて何らかの寄附額であるとか、そういったものに影響があったかという、そういった御質問でしょうか。ちょっと済みません、内容がよく把握できなかったもので、もう一度お願いできればと思います。

○5番（漆原悦子君）

4月1日に総務省通知が来ましたが、27年度も、28年度も、毎年3月末に積み残し、発送されていないものが残っていますよね、まだ。注文は、ふるさと納税は寄附として受けてあっても、その商品を配送されていませんよね、まだ商品自体を。その分はどうなっていますかということですけど。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

御指摘のとおり、寄附をお受けしましてから、実際に返礼品の配送を行いまして、それから、返礼品の業者のほうから請求が来てお支払いをします、そういった手続になっておりま

すので、特に年度の末付近で寄附をいただいた場合は、返礼品の送付、それから、業者への支払いが翌年度以降に持ち越すということが起こり得ます。特にそれに加えて27年度は本格的に取り組みを始めた初年度でございまして、想定以上にですね、また、大変ありがたいことではございますが、想定以上に寄附をいただいたこともございまして、返礼品の配送が遅滞したものが多かったと、そういった状況にございました。

そういったこともあって、27年度は翌年度に返礼品の配送、それから、支払いが持ち越した数がかかなりあったと思いますが、28年度もやはりそれは年度末に寄附をいただいた場合は翌年度に返礼品の配送及び支払いが持ち込みになる分がどうしても出てまいります、27年度と比べますと、28年度は大分そのあたりは改善をされておりますので、昨年度ほどの返礼品配送の遅滞というのは生じていないものというふうに認識をしております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

27年度末については8億円から9億円くらいの返礼品が滞っていたという報告をお聞きしておりますけれども、28年度、今、集計で、まだ締まったばかりでまだわからないとおっしゃられるかもしれませんが、先日の全協の間の中でも、3月末までに受け付けた分というものに関しては4月から6月中に配送しますという、配送となりますということをお答えされております。ということは、それも遅配は余りないと言われましたけれども、2カ月というと結構な件数になるのではないかなと思うんですが、件数ぐらいはわかりますか。金額でもいいですけど、大体で結構ですけど。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

基本的に2月に配送が済んだ分は3月に請求が大体ありますので、3月以降に寄附があったものについては必ずその翌年度以降に回りますし、また、残念ながらどうしても一部返礼品については需給の見通しが十分でないものもございまして、どうしても数カ月お待たせをするという返礼品も実際にはございます。

具体的にどのくらいというお尋ねでございましたが、ちょっと済みません、恐縮ですが、具体的にはちょっと今のところ、現時点では把握ができておりません。ただ、これは感覚的なものではございますが、割合的な話でいくと、昨年度ほどそういう翌年度に持ち越すというものは、前年度と比較をしますと少なくなっているという認識を持っております。

○5番（漆原悦子君）

昨年度ほどではないと、それは当たり前ですよ。去年は8億円から9億円というお答えで、27年度末の分はですね、配送が済んでいなかったんですから、今回は繁忙だったと言っても、今回の場合は2カ月ずれ込んでいるような報告をいただいていますから、そんなにはないだろうとは思っております。

また、4月からも受け付け分がずっと来ているわけですけど、3月末は3割になるとい

うことで駆け込みのですね、寄附も多かったろうと思いますけれど、4月からの受け付け分が今ずっと来ているわけですが、それに対しても、今、答弁をいただいたときには、まだ業者さんとのすり合わせとか、パッケージの変更とか、内容量を減らすとか、いろんな協議の中で進んでいないと、協議はしているけれど、まだ現実には至っていないというお話をしてありましたけれど、近隣の対応については担当者のレベルではお互いに聞いたりしているということでしたけれども、その3割ということに対して近隣で対応しているところはありますでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

漆原議員の御質疑でございますが、後ほど近隣状況についてはですね、調査をしているかどうかについて、していれば、ちょっとその回答もできると思いますが、室長のほうから答弁させます。

ただ、先ほどちょっと言われた28年度の積み残し分が少ないのは当たり前というのは、ちょっとかなり誤解を招くなと思いますね。27年度の9億円、8億円から9億円の予算を繰り越して、その分の事務処理を受けたのが28年度。28年度はその意味では45億円の寄附の処理プラス9億円の残務処理もあるわけですよ。ですから、28年度のほうが積み残し分が少ないというのは当たり前だという理解がちょっと私には理解できませんけれども、基本的には28年度、できるだけマンパワー、本当にフル稼働させながらですね、事業者のほうが対応されたものと思っております。

ちなみに、出納閉鎖期間5月31日までございますので、その間、2カ月って多分そういう意味で言われていると思いますけれども、その分を割り引いて、さらに積み残した部分の議論を今させていただいているということで御理解いただければと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

総務省通知を受けた見直しですね、近隣自治体の状況につきましては、担当者レベルでどういうふうな対応をしているかということは日々情報交換をしております、数字的に何自治体が検討中であるとか、何自治体が対応済みとか、そういう数字的なデータというのは持ち合わせておりませんが、感覚的にはまだ検討中であるとか、協議中であるというところが多いような感覚を持っております。

ただ、皆様御案内のとおりですね、ふるさと納税の寄附額で全国1位であった都城市が先般見直しをされたということもございますので、そういった近隣だけでなく全国的な自治体の状況等にも目配せをしながら、今後の対応、もちろんできるだけ速やかに対応はしたいと思っておりますが、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○5番（漆原悦子君）

先ほど当たり前ですよという部分がちょっと気にされたのかもしれませんが、商売というわけじゃないんですけれど、受注を受けて返す側としては一生懸命努力するのがもう基

本ですので、一生懸命頑張ってくださったとは思っております。

この状態が今のところわからないということですが、協議しているということですが、ずっとこのまま続いていくということもまだまだあり得るわけじゃないですか。パッケージがまだ残っていますよとかですね、箱を小さくするためにはちょっと時間かかりますよというふうなことがあるだろうと思うんですけど、大体どのくらいまで続くと、そういう協議が続くと思っていらっしゃいますか。これはもうあくまで思いで結構です。

○町長（武廣勇平君）

それはですね、現在の納税業務の委託金額がどのように設定されているかというところに、実はその答えは帰結するんじゃないかなと思います。

1つは、初年度が職員3人分の委託料という形で組んでおりましたけれども、発注量がやはりかなり大きくなったり縮んだりするということは想定はしておりましたが、議会にお示しした委託料については、そのボリュームを比例的に増額させて当初予算でいただいた今年度の予算になっておりますけれども、やはり去年は比例させてですね、納税委託業務をその範囲内で納めてもらうということに加えて、9億円の積み残し事業を処理されたという意味では委託以上の仕事をしているというところでございます。

近隣の自治体がどのような委託料の設定をされているかといいますと、やっぱりこの売上高といいますか、その寄附金額に応じたパーセンテージでその委託料を設定されているというところで、10%だったり、15%だったり、納税業務委託料を予算化して提案されているという現状があるやに聞こえます。

私自身は、先ほどの漆原議員からの積み残しを極力少なくしていったって、これがずっと積み残しがふえて単年度会計におさまるようにしていくためには、やはりその事務量に合わせた納税委託料をですね、この際、しっかりと考えて、委託業務量を積算すべきだというふうに今思いました。

加えて、ふるさと納税業務につきましては、初年度から比べますと、寄附金額ベースだけでいきましても、やはり2.数倍の寄附金額が集まっている中ではございますけれども、事務処理を行う部屋につきましてもかなりいっぱいいっぱいの状況になっておりますので、別館2階にですね、今度、先日、全員協議会で申し上げましたけれども、新たな拠点を設けながら業務に当たっていただく方向で考えております。しかるに、それらができればですね、いつまでにこの滞りをなくすかということで答えれば、それらの環境が整備されてですね、その年内で事務が処理されるというときにですね、こういった状況が改善されるものと理解しております。

○議長（寺崎太彦君）

次、進んでいいですか。はい、わかりました。

次へ進みます。

要旨 2、平成27、28年度返礼業者・返礼品・金額はどうなっているかについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の 2、平成27、28年度返礼業者・返礼品・金額はどうなっているかについて答弁をいたしたいと思います。

このことにつきましては資料を提出しておりまして、両年度のふるさと納税返礼品の状況ということで、それぞれ上位10品目を挙げさせていただいております。そちらをごらんいただきたいと思います。

ごらんのとおり、両年度とも基本的には牛肉を中心とする肉類、それから、お米が人気でございまして、上位品目となっております。具体的には上位 3 品目を御紹介いたしますと、平成27年度が 1 番が九州産黒毛和牛切り落とし 1 キロ、返礼品の金額10千円でございますが、4 月から 3 月末までの申し込み件数が 3 万8,032件、2 番が佐賀牛しゃぶしゃぶ・すき焼き用800グラム、寄附金額の設定は20千円でございますが、8,823件、3 番目が九州産黒毛和牛すき焼き用500グラム、寄附金額10千円、申し込み件数が8,759件となっております。

それから、28年度につきましては、第 1 位が九州産黒毛和牛切り落とし1,200グラム、返礼金額は10千円、4 月から 3 月末までの申し込み件数が11万6,703件、第 2 位が九州産豚モモしゃぶしゃぶ用4,000グラム、寄附金額が10千円、件数が 6 万750件、それから、第 3 位がさがびより20キログラム、寄附金額が15千円、件数といたしまして 1 万8,093件となっております。

特にこの九州産黒毛和牛の切り落としにつきましては、両年度で一番の人気の品となっております。寄附者の満足度も高いと伺っております。今後も引き続き、返礼品の提供を通じまして、本町のことを知っていただき、そして、より一層御支援いただけるよう、さまざまな工夫をしながら、ふるさと納税に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○5 番（漆原悦子君）

今、牛肉がとても評判がよくて注文がたくさん来ているというお話でした。私は、返礼品の業者、それから、返礼品、それから、金額とお願いしたつもりでしたけれども、件数で来ておりますので、2 月議会のときに同僚議員に出していただいた資料と、1 番から10番まで出してあった分で 1 個だけ、10 番目だけが違って、ほかは全て一緒でしたので、これを参考にさせて、逆算をして計算をさせてちょっといただきました。でき得れば、この後でもいいですけど、金額の入ったのをいただけたらいいかなとは思っておりますけれども、私、単純にこの数字で計算をさせていただきましたところ、平成28年度の 1 番から 9 番までですね、ちょっと単純に 2 月にいただいた資料で割り算をして計算をしたところ、石丸食肉産業さんが961,882千円、ジッパーさんが633,779,100円、それから、ミートフーズ華松さんが

154,020,800円ということで、トータル1番から9番までで1,701,081,900円となっております。総額が45億円ほどおっしゃられましたので、それから単純にしていくと、ほとんど半分以上がもう上位で占められているのかなというふうな思いをしております。

こういう中で、地元産を使っていたきたいということを常日ごろお願いをしていたんですけれども、その件は後として、この中にミートフーズさんは屋形原のところですから、多分上峰でちゃんと登録をしてあるものと思いますが、ジッパーさんのときも2月議会のときには上峰のとれたて野菜セットの大セットですね、これを送られたときに、地元産、地元の商社ということでおっしゃられていましたけれども、今、ジッパーさんはどこに拠点を置いて、窓口というか、登録とか、それはされているのでしょうか。何かその辺がちょっとわからないので、よかったら教えていただければと思うんですけど。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

株式会社ジッパー様に関する御質疑でございました。

その前提といたしまして、返礼品の選定基準というのを設けておりまして、さきの答弁でも少し触れましたが、生産、加工、流通、販売、その他事業活動、何らか町内と関係を有するものを返礼品として採択をしております。この株式会社ジッパーはちょっと正確な住所地は今記憶にありませんが、本社は小城市にありまして、町内に事業所を設けておられますので、町内で事業活動を行っていらっしゃる法人ですから選定基準に合致をするということで、こうした発注をしているという状況でございます。

○5番（漆原悦子君）

株式会社ジッパーさんにつきましては、牛津町でコンサルタント業ということでインターネット等には載っておりました。でありながら、業者でもあるということですので、町内というのはどこにというのは教えてはいただけませんか。

○町長（武廣勇平君）

この返礼品を選定する事業者につきましては町内の事業者に限定するものというふうに考え方として当初持っておりまして、ジッパーが事業所を町内に置くということで、後ほど事業所の住所については室長のほうから皆様にお渡しさせていただきたいと思います。このジッパーさんにつきましては、その事業所を今登録しているところではやっぱり借りてその場所に登録をされているという状況から、現在、下津毛地区に土地を購入されて、そこに事業所自身を立ち上げるということで聞いております。

また基本的には、その後にさまざまな事業者の方いらっしゃいましたが、基本的な路線としては事業所をまず置いていただくということから、基本的に上峰町内に事業所をちゃんと設けて、あとは売り場までつくっていただいて、そして加えて、町内雇用をふやしていただくことを前提に許可をしているところでございます。

○5番（漆原悦子君）

今現在はどこかに借りてあるということですね。行く行くは下津毛の地にお店を出されるということと理解をいたしました。

では、もう一つお尋ねしたいんですが、この中にもあるんですけども、順位3番で、さがびより20キロというのがジッパーさんであるんですけども、1万8,093件、これを掛け算、20キロ掛けるこの件数にしても、上峰町内ではこんなにたくさんないのではないのかなと私は思っているんですけども、お米はいろいろと米多の天衝米とかいろいろありましたけれども、2月の議会のときも単純に、単純に計算をただけですよ、よくわかりませんから、それでも5,000俵からの、60キロとして5,000俵ぐらいお米があったんですよ。そうになると、上峰町内の農業者の人たちでこんなにたくさんあるのかなって私も思ったんですけど、この件はあんまり私、農家の出身ではあるんですけど、反当どうのこうのというのはわかりませんので、うちはまだベテランの人たくさんいらっしゃるんで、後でと思うんですが、ただ単にそんなにたくさんあるのかなというのがちょっと疑問に思ったと言ったらいけないんでしょうけれど、よそからも調達しないとできないのではないのかなと思ったんですけど、その辺はよそから、うちだけじゃなくて、JAさん、グリーンさんとか、いろんなところにも声かけをされていらっしゃるんでしょうか。前回のときは生産組合長さんとか、米多の天衝米のときには生産組合長さんとか、いろんな方にも御相談をしながらお話をしていますよということまで聞いていたんですけど、数字がちょっと大きいかなと思ったもので、その辺はエリアを広くされているということでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

お答え申し上げます。

私は昨日の議論からずっと、この皆様方のふるさと納税と私の考えるふるさと納税の考え方の違いをずっと議論を聞いていて感じたところでございます。

昨年、シンポジウムを開きまして、どういうシンポジウムかといいますと、2年前の時点で広域的商品を取り扱うということは自治体約2割がもう既に行っておられました。小規模自治体は特にJAをお願いしている自治体が多くて、生産も部会とかというものもつくられて計画どおりに作付されて、JAを通じて相対取引で市場に流れるという中でございますから、なかなか非常にふるさと納税であったり、ECサイトに回す収量はとれないというような状況があるような小規模自治体はふるさと納税できないということになるのかという問いに対する私の答えは、やっぱり広域で商品を集めて出していくということは一つ方法としてあると思います。

米に限って申し上げますと、JAを通じて実際出している商品もございますけども、さがびよりというブランドをしっかりと広域で、これは県内産だけのものになると思いますけれども、出していくことで、要するに物が流通して、商業者とか、3次サービス産業に従事されておられる方々が実際、3次サービス産業から2次、1次に向けての6次化を進めていくという

方法は非常に重要だと、今後の地域産業の活性化において、という考え方を持っています。どうしてもふるさと納税というイメージですから、生産者が加工されて、6次化に向けてやるベクトル、こういうベクトルでの商品でないと受け付けてはだめだという考え方が多いと思いますが、町内には我々が選定基準として上げてますように、事業者が扱うものについても受け入れていくというような基準を設けております。

しかしながら、それだけではだめで、ただの商業主義になると思っておりまして、受け付けた事業者がやはり地域に還元を進めていくことも促しておりますし、実際そうした小売で流通、卸を使いながら、入れていきながら、例えば、産直を、物が集まらず、財務が弱くなって、そこで抱える雇用も失われていって、1週間のうち1日しかあいていないような直売所が仮にあるとすれば、物が並んで、財務が強化され、そして、人がいろんな幅広い商品を産直のものとして購入することができるということであったり、あるいは豚には、豚の工場が誘致希望しているということで前々から議員の皆様方に申し上げておりますけれども、実際ちょっと候補地が決めあぐねているところで、今、頓挫しておりますが、なければつくろうという発想はこれからの地域活性化において非常に重要であるというふうに思っております。

逆に問いたいのは、その広域的商品を取り扱うなということは漆原議員の基準なのかもしれませんが、昨日の夕張メロンの記事においても、広域的商品の取り扱いを禁止するものではないし、総務省の指導にそういった項目はございませんし、ふるさとチョイスの掲載基準にそれから外れているところはないと思っております。

よって、広域的商品を扱いながら地域に還元をしていくために、具体的な指導につきましては町からも委託業者にしていって、地域の活性化を農業者だけでなく、商業者、あるいは流通業者、そうしたいろんなIT業者に還元していく方法を求めていくことを私もは考えていくべきだという視点のふるさと納税をやっていききたいと、昨年、シンポジウムで申し上げたところでございます。

○5番（漆原悦子君）

広域はだめだと言っているわけではありませんが、上峰町内の農業をやっていらっしゃる方はたくさんいらっしゃいますので、できる限り地元の方の部分を何とか潤わせていただければなという思いがあります。牛肉にしてもしかりですけども、小さな商店の方もいらっしゃいます。手を挙げてくださればいいんですがと言われるんですが、なかなかどういうチャンスで、どういうふうにして手を挙げたらいいのか、多分わからない方がたくさんいらっしゃると思います。そういう意味でも、もっと今やっていらっしゃることを地域の方々にPRをしてですね、地域の方がそれに加盟すると言ったらおかしいんですけど、共感して、うちもやらせてくださいとか、そういう話があるようなことを願っております。

○町長（武廣勇平君）

その点はおっしゃるとおりでございます、今現在も地域の方々がライスセンターを通じて集められたJAのお米についても掲載をさせていただいております。ただし、それが上位に上がってくるかどうかは寄附者のまさに御判断ということで、議員の御指摘で考えますと、現在、地域の米が出ていないんじゃないかというように誤解をされる町民の方もいらっしゃるかと思いますので、その点はそのようなことはございませんで、JA等を通じながら、さがびよりを出しているということはお伝えさせていただきたいと思いますが、先ほどいい御指摘をいただいたというふうに思ったところは、地域の方々はやはり生産に労働集約的にかかわっておられることで、加工していったり、販売網をつくり上げるときの商品開発がなかなか手が回らないというところがおありになろうと思いますし、そうした呼びかけをしている人が実際、今、先ほど申しましたように、ふるさと業務はいっぱいいっぱいになっているところでマンパワーとしても不足しているので、そうしたところに予算をつくりながら、地域を回っていただいて、地域の方々の生産品をこのEC上に上げていくような、そういう雇用をつくっていくと問題は解決するかなというふうに考えましたので、補正等をお願いすることができれば考えていきたいと思っております。

○議長（寺崎太彦君）

次、いいですか。

それでは、次へ進みます。

質問事項2、認定こども園について、要旨1、現状はどうなっているかについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

漆原議員の御質問でございます。質問事項の2、認定こども園について、要旨の1、現状はどうなっているかの御質問でございます。

認定こども園の現状は、平成29年4月の1日より、新規整備を伴いまして開園いたしました幼保連携型認定こども園上峰幼稚園がまず1園及び施設現状はそのまま維持をして県の認定を受けました幼保連携型認定こども園ひかりこども園の2園が事業実施を行っているところでございます。

まずは新規施設整備を行いました上峰幼稚園におきましても、タイトなスケジュールの中ではございましたが、予定どおりに竣工、開園を迎えることができたことに対しまして、まずは議会議員の皆様、関係地域、関係者の皆様の御理解、御協力にまず深く感謝を申し上げます。

認定こども園2園の現状でございますが、上峰幼稚園では1号認定児童165名、2号及び3号認定児童75名で利用定員の調整をまず行っているところでございます。5月現在での入所児童でございますが、1号認定児童につきましては127名、うち広域入所者が13名となっております。それから、2号、3号認定児童におきましては75名で利用のまずは定員調整を

行っております。それから、5月末現在の入所者、先ほど申しました127名でございます、2号、3号認定では70名でございます。うち広域入所者数につきましては10名となっております。

次に、ひかりこども園におきましては、1号認定児童数15名、2号、3号認定児童数70名で利用定員の調整を行っているところでございます。5月入所の入所児童数でございますけど、1号認定児童につきましては9名、広域入所はひかりこども園さんにはございません。2号、3号認定児童数は65名で、うち広域入所者数は2名でございます。

現在、両園ではそのような形で受け入れを行っておるところでございます。

現在は入所児童数は利用定員までは達していない状況ではございますけど、過去の入所の異動状況を考慮しますと、今後、自然動態等による増、または自衛隊等の異動時期による社会的動態等による入所希望の増員を見込んでいるところでございます。

最近の新聞報道でもありましたけど、近隣の町におきましても年度当初より待機児童が発生している状況もありますが、上峰町といたしましては子育て支援事業計画に沿いまして施設整備を推進した成果が待機児童ゼロにつながったものというふうに自負しているところでございます。

6月より認定こども園でも新規の事業、病後児保育事業及び一時預かり事業の開始があり、町担当課といたしましても、保育の指導指針に基づき、監査、指導を今後も行ってまいりたいと考えております。

なお、近隣の市町との広域協議にも積極的に今後も取り組みまして、待機児童を出さない方策も広域的な協議を持ちながら連携をとっていきたいというふうに考えておるところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

幼保対応の幼保連携の上峰認定こども園ですけれども、4月の当初はやはり働くお母さんたちが、防犯をしっかりとあるがために、中に入れず、私も行って待ったことがあります、朝一番に行ってですね。あいていないんです、入れないんですね。仕事に遅刻しますと言っているお母さんがいたり、しばらくちょっと大変な時期がありましたけれども、今は少し落ちついたかなと思っております。

また、子供さんたちも上峰幼稚園であったときには自由に遊具で遊んでいたと。ところが、こども園になったら鍵をばっちりかけて、そして、園庭でもなかなか遊ばせてくれないとか、いろんなクレームも入ってございましたけれども、少しずつ遊具も園庭に出てきたような感じを受けて、お天気のいい日は子供たちがにぎやかに遊んでいる姿が見られるようになったかなと思っております。

ただ、幼稚園が主体で今までやってきていらっしゃいますので、保育事業になれていらっ

しゃらないのか、なかなか私がちょっと行っても、えっと思うようなところもありますが、これは時間がかかるのかなとは思って、しばらく様子を見るしかないのかなとは思っておりますけれども、そういう中で、そこにいらっしゃる先生たち、保育に携わる先生たちが幼稚園経験者で保育に研修を受けて携わられているのか、保育を主体にした先生であって幼稚園の業務もできるような先生もいらっしゃると思うんですよね。だから、その辺でも取り扱いがちょっと違うと思うので、多分、町のほうで時々ひよことか、上峰さん、ひかりさんとの連携、広域さんも含めてかもしれませんが、連絡調整とかやっていたらいいと思うので、その辺でお互いにいいところはお話し合いの中で取り込んでいただいて、余り、特色はどこの園でも持たれるとは思いますが、いろんな小さなクレームがないような対応をしていただければなと思っております。これから夏にかけて熱中症怖いんです。だから、なかなかないといないと、子供は通常飲んで体の体温を発散しますが、その辺がなかなか行き届かなかったり最初の辺はしていたように私は思っておりますので、その辺もしっかり伝えていっていただきたいという要望をしておきます。

それと、先ほど言った先生のどういうふうな状況かというのもできれば把握して、わかっておいていただきたいかなと思います。いろんな話も役場の住民課のほうに届くでしょうから。

もう一点、あと一つは連絡なんですけど、連絡掲示板というのがちょっと私が見たところ見当たらないんですね。それで、3歳児、4歳児、上の子供たちは正面玄関から入るんですが、ゼロ、1、2歳までかな、までは横の入り口のほうから、施錠したところから、横から入ってきますから、事務室も全く通らずに園の中に入りますので、情報が全くとれません。その辺もきちんと対応をしていただくように。

今ちょっと見ていると、インターネットのアプリのマチコミで連絡が来ているみたいなんですけど、朝7時から対応してあるのに、当日の連絡が7時半ごろ来たりということもたまにあるみたいですので、やはり早く、7時からであれば、その前に来ていないと、当日の分はですね、しまったというような状態もあって、子供がちょっとかわいそうな思いが、しなくて、持ってきたさいとかというのが持っていっていなかったりというのがあるかもしれないので、その辺をぜひお願いをしておきたいと思えます。

○住民課長（福島敬彦君）

どうも議員ありがとうございました。議員おっしゃるとおりでございます。やはり開所当時は相当に混乱をいたしておりました。私どもも何回も園のほうには足を運んでおります。当然、保護者様からの御要望、またはクレームなりも伺ったところでございます。その中にも、今、議員おっしゃられたことも中には当然のように入っております。

今後、私ども、保育、または幼稚園部分に関しては文科のほうになりますけど、文部科学省の指導指針、または保育指導指針、こちらのほうに沿いまして、定期的に監査に入ってい

きたいというふうに考えております。これはもう間違いなく入っていかなくてはいけない事項だと思っております。

二、三日前ではございますが、私どもが県の監査を受けました。その際、認定こども園、今回の認定こども園について一応全体的な報告をいたしまして、先ほど申されましたような、例えば、看板の設置はやはり保護者皆様にお伝えするようになりますので、そういった分をやはり、今度10月か11月に県の現地指導監査が入りますので、その現地指導監査の折に、改善命令といいますか、改善をお願いしていくということで対応させていきたいというふうに考えているところでございます。当然、幼保連携型の認定こども園に対しましても、その保護者の御意見等を聞く第三者委員会というのを設置を当然義務づけられておりますので、そういった方たちのメンバーを必ずその掲示板でお知らせしなくてはいけないというようなことになっております。そういったことに対してもやっぱり知らなかったでは済まないことになりますので、そういった指導も今後はしていきたいというふうに考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

先、いいですか。

それでは、次へ進みます。

要旨2、病児保育はできないかについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

漆原議員の御質問でございます。質問事項の2、認定こども園について、要旨の2でございます。病児保育はできないかの御質問でございます。

病児保育はできないかの御質問でございますけど、平成29年度4月に2園の認定こども園が県の認可を受けて供用を開始したところでございます。これは先ほど申したとおりでございます。うち幼保連携型認定こども園上峰幼稚園におきましては、平成29年6月より病後児保育事業の認可を、県の認可を受けておるところでございます。それを受けまして、もう実施を開始したところでございます。

この事業につきましては、子ども・子育て支援交付金事業の中で病児保育事業がメニューとしてありまして、病児保育事業実施要綱にあります事業の類型がございます——の中で病後児対応型として認定をされたところでございます。

病後児対応型の事業におきましては、回復期であり、かつ集団保育が困難な時期において、当該児童を病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース、または本事業のための専用施設で一時的に保育をする事業というふうにうたわれております。

議員、開園当時、園の中身を見られたと思います。病後児保育施設は別スペースをちゃんととられておりました。そのことは私どもも竣工以降にいろいろ調査をしなくてはいいませんで、確認をしているところでございます。そういった形で事業実施を開始されているとこ

ろでございます。

職員の配置といたしましては、看護師をおおむね児童10名につき1名の配置ということ、それと、児童3名につきまして1名の保育士の配置、これは専用保育士としての看護師、保育士の配置ということが義務づけられておりますので、その配置の確認もいたしているところでございます。

現在、上峰幼稚園はこの要件を満たしておりまして実施されているということになっております。

町といたしましては、まずは、この病後児保育事業を軌道にまず乗せまして、そして、利用実態の、実際、病後児の利用実態の把握に努めまして、それと同時に、保護者からの意見聴取、ニーズの確認なども行いたいと思っております。

議員が言われております病児保育の実施についてでございますけど、ちょっと私が調べましたところ、県内での実施については6月現在、直近現在です、病児実施箇所は4カ所、県内4カ所でございます。佐賀市2カ所、嬉野市1カ所、江北町1カ所の施設がございます。いずれにしても、病院、診療所経営の併設型ということで、やはり病児の場合はどうしても慢性の疾患とか、そういった方たちもお預けになる可能性がございますので、そういったことのリスクを低くするために、病院の併設型という形をとられているところが全部でございます。このような県内状況を判断しますと、病児保育事業のリスクの高さがやはりうかがえるところでございます。

しかしながら、今後の保護者のやはりニーズ、必要性を調査しながら、この病児保育の実施方法、例えばでございますが、吉野ヶ里を含む広域連携等による事業と、病児保育の広域連携の事業等を事務方で協議をしてみても、そういったこともできないかというふうな方策を検討したいというふうに考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

〇5番（漆原悦子君）

ちょっと時間ありませんので、急ぎ足で行きます。

病後児保育というのは保護者にとってはちょっと遠いかなと、なかなかと、証明書、病院の証明を持っていったり、そのときも持っていったりで、ちょっと大変かなと。親御さんたちの理解がちょっと違うのかなと、ちょっと預けられると思われた方が多かったのかなと思っておりますので。

実は平成27年7月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から出された文書の中にですね、病後児保育、それから病院併設の病児保育、それから体調不良児対応型の施設ということで、園でもスペースがあって看護師さんがいらっしゃればということで、今、10名に1名の看護師さんということと3名に1人の保育士さんということは全く一緒ですので、それには合致するのかなと思っております。緊急的な対応を図る事業ということでですね、こういう体調

不良児対応型施設ということもできるようなことが書いてありました。保護者が迎えに来るまでの一時的な、何というんですかね、待機場所みたいな格好ですね。今、38度になると、すぐお電話が入るんですね。そうすると、朝出ても、子供って体温が高いので、大体37度は常にありますので、すぐ37.5、38ぐらいいは行っちゃうんですね。そうすると、もう会社に行ったかと思うと、電話がかかってきて帰らなくてはいけないとか、そういう話がありますので、まだ今からずっといろいろ検討される中で、体調不良児対応型の施設というのもありますので、その辺もよければ検討をしていただきたいなと思っておりますし、鳥栖市ではファミサポ、ファミリーサポートですね、それとかシルバー人材でもそういう病児保育を対応、会員登録をしながら、利用したい人、お願いしたい人ということで対応されているということもありますので、いろんな意味で、ぜひよければ検討していただきたいという要望で終わりたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はいいですか。

○住民課長（福島敬彦君）

ありがとうございます。議員おっしゃいましたとおり、今年度4月1日に法改正が実はあっております。先ほど言われたとおりでございます。

その中で対応型が実際変わっておりまして、病後児対応型のほかにもいろいろ3つの対応型があります。その中に病児保育、または先ほど言われましたとおりのようないろんな病児に対する取り扱いですね、保育のあり方というのがありますので、今後、その病児保育がもう一つのくくりとなっておりますので、そういったくくりの中で病院の先生を以前までは常駐させなくてはならないということもございましたけど、さすがに園のほうでもやっぱりリスクの高さをどうしても考えておられると思います。ですから、そういった垣根をやっぱり崩しつつ、やっぱり病児保育のほうへの移行も考えながら、ここも、だから、1園で、1町で、1つの町だけで考えるわけじゃなくて、近隣の町と連携をしながらでも一緒に考えることも可能かというふうに考えますので、そういった面も含めまして協議をしていって、実施に向けて協議をしていきたいというふうに考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

次へいいですか。

それでは、次へ進みます。

質問事項3、地域交通について、要旨、のらんかいバスの今後はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

漆原議員の質問事項3、地域交通について、要旨、のらんかいバスの今後はに関して答弁をいたします。

平成29年3月に上峰町地域公共交通活性化協議会が策定いたしました地域公共交通網形成

計画は、地域における公共交通全般を網羅的に捉え、上峰町における公共交通の中心的役割を果たしている現在の通学福祉バスのらんかいを他の公共交通機関との有機的な接続を行い、従来からの課題を解消しつつも、機能的な運行を目指すこととしております。そして、1番として通学バス、2番、巡回バス、3番として予約型乗り合いタクシーの3つの運行形態を重層的に運行していくこととなります。

これまでの運行形態における住民アンケートなどでは、目的地近くにバス停がない、出かける時間にバスがない、バスの本数が少ない、もう少し集落の中に入ってきてほしいなど、現行の運行に関し、不便な点の意見を頂戴しておりましたが、そういったものが解消される運行形態になるだろうと期待をしております。

新運行形態は、現行の運行形態と比較して、より機能的に、移動制約者にとっても地域の足として使いやすく、乗ってみたいくなる新しい仕掛けを考えつつ、新たな運行形態の詳細を煮詰めていきたいと考えております。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

○5番（漆原悦子君）

時間が余りありませんので、のらんかいバス、通学バスについてのみちょっと質問をさせていただきます。

現在、今、北回り、南回りということで、朝は北回りは2往復、南は1便になっておりますけれども、朝の第1便は通学バスだけしか書いてありませんが、順路というのか、今、回っているコースは朝は全く一緒なのかというのがまず1点ですね。

それから2点目に、下校時、6便、7便は、今、3時半、4時半にそこのスパークですね、出ているんですけども、小学3、4年生、5、6年生が乗っているわけですが、この分に関しては縦道ですね、通学バス、今現在ののらんかいバスはメイン道路だけを走るような格好、地図上ではですね、いただいた資料の中ではなっておりますので、スパークから出て北回りの一番終点はどこなのか、それから、南回りの終点はまずどこなのか。それから、今、行っている一番最後の、上米多西線北までずっと行っているんですけども、そこまで行かないとすれば、どこで乗り合わせをデマンドバスとやるのか。

それと3点目、5便は低学年の1、2年生とかが帰るわけですが、この分に関しては中型バスで、おたっしゃ館から、それから、イオンの辺をぐるっと回るのか、古賀歯科のところまで、裏についていたように回るのかですね。そのときに、低学年ですけど、その辺の問題点があるんだけど、その辺は協議してあるのか。

それと、4つ、まとめて言いますね、言いそびれたんですけど、朝便で中型バスが今回1便入りますけれども、これから見ると、イオンからどうも三上の自衛隊の外柵の辺を通っていくような格好に地図上では見えるんですけども、そのまんまで、船石とか、その辺とかですね、その辺とかはどういうふうに、今と全く一緒であれば、回ってくださればいいんで

すけれど、郡境の辺を通ると、あの辺にも子供たちがいますので、その辺はどう考えてあるのかなと。川久保線沿いも10人以上の子供たちがいると思いますので、その辺で中型バスがイオンのほうから来ると、多分1便できついかなというのを私はちょっと考えていますので、その4点を簡潔に、また次回でもしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ただいま4点ほど御質疑をいただきました。

まず、順路について、通学バスのみということでございますけれども、これについて今までと同じかどうかということなんですけれども、これは最後に言われました4番の船石とか、あちらのほうはどうするのかということもあるんですが、こちらのほうのルートについて、通学バスのルートについても、前回お示しいたしたものについてはあくまでもイメージでざっくりとしたものとなっております。もちろん、これも今後運行計画の中で定めていくような内容になっておりますけれども、一つの案としてですね、例えば、川久保線から船石のほうに真っすぐ下ってくる、何号線か、道路の名称は覚えていないんですけど、真っすぐおりてくる道路が今現在できております。そういったものの道路の活用とかですね、ということであれば、2便車両を回すということでも相当の実益が出てくるのではないかと、こういった議論も今後していく必要があるかと思っております。

また帰りは、2点目ですけれども、どこまで行くのかということなんですけれども、こちらについても、どのあたりで子供たちを集合させて、どのあたりで乗せるのが一番安全かというような議論も必要になってまいりますので、これに関しても運行計画の中で定めていくような形になるかと思います。

それと、あと3つ目の5便目のことですよね。こういう便数の分に関しまして、低学年の方とかが出てくるかと思っておりますけれども、具体的にどう回すか、例えば、水曜日とかがちょっと時間が若干違うようなところもあるかと思っておりますので、これに関しまして小学校側のほうとある程度終了時間とか、そういったものを含みおいたところでいろいろ協議を重ねなきゃいけないかな、情報収集が必要になるというふうになっております。そういうものを踏まえたところで、運行計画の中にそういったものを載せていくということになりますので、今いただきました4点、ほぼほぼ全てに関して今後運行計画の中で詳細に詰めていく内容になるものだろうというふうに思っておりますので、御理解方よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○5番（漆原悦子君）

これは最後に要望で構いませんけれど、今現在、おたっしや館のほうで筋力トレーニングとか、いろんな運動があったり、やってありますけれども、そういうところに来ていらっしゃる方たちが、もう結構高齢の方たちですから、のらんかいバスはもうなくなるとやろうとかですね、あれがなくなったら私たちは来られないとか、だから、三樹病院さんのとこ

ろで対応してあるトレーニングに関しては三樹病院のほうから介護の対象として車を出してくださっているんですが、それ以外で来られた方たちはそれがなくなったら来られませんかですね、とにかく心配をしていますので、できる限り、少しずつでもわかる範囲で情報を流す、こういうことをしていますよとか、情報が流せる部分があつたら早目に情報を流していただきたいとお願いをして、この項は終わります。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は要りませんか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

御指摘のとおり、なかなか言葉だけで説明するのちょっとなかなか難しいところがあるかと思うので、住民の皆様方に御説明する折には、なるべく丁寧に理解しやすいような形でというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項４、高齢者福祉について、要旨１、介護予防・日常生活支援総合事業の現状はについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

漆原議員の質問事項４、高齢者福祉について、要旨１、介護予防・日常生活支援総合事業の現状はに関して答弁をいたします。

鳥栖地区広域市町村圏組合管下の１市３町におきましては、法律の経過措置を利用いたしまして、平成29年度から総合支援事業の一部を開始し、平成30年度に完全移行するというところで、これまで御説明をしてきたところでございます。

平成29年度からは新たに訪問型現行相当サービス、これは身体介護中心と言われるものです。訪問型サービスＡ、これは調理、掃除などの生活援助が中心になるものです。それと、通所型現行相当サービス、これは機能訓練等の通所予防介護サービスとなります。そして、通所型サービスＡ、こちらは見守りやレクが実施というものになります。こういったものが実施されておりまして、５月末現在で上峰町では５名の方が移行されているということです。

通所型サービスＣというものがございますが、こちらは３カ月から６カ月の短期集中機能訓練をするものになりますが、これにつきましては鋭意保険者と事業者との実施協議が継続してなされておりまして、パイロット期間のほうを終えまして本格的に稼働しようとしている状況でございます。

平成30年度までに実施するサービスといたしまして、訪問介護サービスＢ、こちらはごみ出しなどの軽微な生活支援になります。それと、訪問介護サービスＣ、こちらは短期生活指導の３カ月から６カ月ほどの指導内容になると思います。それと、訪問介護Ｄということで、医療機関への送迎付き添いといったサービスになります。通所型サービスではサービスＢと

言われる、いわゆるサロン事業と言われるもの、こういったものがございます。

本町でも次年度以降の実施、30年度からの本格実施に備えまして、既存のサービス資源への働きかけやこれまでのサービスの洗い直しをし、スクラップ・アンド・ビルドによります基盤の見直しを視野に入れまして、体制が整い次第、順次実施していきたいと、このように考えております。その際には、保険者であります鳥栖地区広域市町村圏組合や地域の社会資源とはこれまで以上に連携をしていきたいというふうに考えております。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

○5番（漆原悦子君）

今回の議会の中で、介護保険を利用されている方が2割、利用されていない方が8割、元気老人の方がいらっしゃるということですが、この29年度から実施されている日常生活支援総合事業という取り組みについては65歳以上の方が対象になっているというふうにお聞きしておりますが、町内には、対象となる要支援1、2の方だろうと思いますが、何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。要支援1というのは基本的に自分のことができる方で、要支援2の方はやはりちょっとお手伝いをしてあげないといけないかなというぐらいの感じの方だろうと思うんですが、まず、介護の対象者というのはどのくらいいらっしゃるのかということと、啓蒙はどのようにしていらっしゃるのかというのを簡単に結構ですので、教えてください。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

まず、要支援者がどの程度いるかということでございますけれども、本町におきます要介護、要支援認定者数、これ1号被保険者のみでございますが、5月末現在で要介護、要支援合わせて390人ということで把握しております。そのうち要支援者につきましては、要支援1が46名、要支援2については53名ということで、合計99名ということになります。

それで、今回改正、4月からなされておりますけれども、このうちどういった方たちが対象かということで、制度施行前に一旦のところちょっとシミュレーションというものをしております。そのうち予防訪問介護のみの利用者というのが15名程度、それと、予防通所介護のみの利用者が35名程度、両サービスのみ、通所と訪問、両サービスのみを利用している方が内数として重複しておりますので、合計しますと50名程度に影響が出るのではないかなというような試算をしておりました。

ただし、既に認定を受けている方、その時点ですすね、認定を受けている方であれば、認定証の有効等期間が平成29年4月1日以降に更新申請をされる方などが順次対象になってくるという状況になりますので、本町の例でいえば、例えば、29年の3月末で、例えば、要支援1、2が8名いらっしゃると、4月末は6人いらっしゃって、5月末は6人、6月末は12人というような形で五月雨式にこう出てくるような状況になってまいります。現在の移行者については5名ということでございます。

また、あと新規に介護認定申請を29年4月1日以降、つまり現在以降ですね、におきまして要支援認定を受けた方、あるいは基本チェックリストという簡易的な聞き取り調査で事業実施の対象とされた方については順次該当していくということになりますので、そういう形で御理解いただければというふうに思っております。

○議長（寺崎太彦君）

次、いいですか。

それでは、次へ進みます。

要旨2、介護保険等サービス利用者負担軽減の考えはについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

漆原議員の質問事項4、高齢者福祉について、要旨2、介護保険等サービス利用者負担軽減の考えはに関して答弁をいたします。

介護サービスを利用した場合、利用者はかかった費用、これは介護報酬額になるんですけども、これの1割、または2割を負担するということになります。ただし、サービス計画、いわゆるケアプランの作成費用なんですけど、これにつきましては利用者負担はございません。

福祉用具を購入した場合と住宅改修をした場合の費用は、利用者が全額立てかえ払いをし、その費用全額の9割、または8割を支給します。ただし、住宅改修につきましては登録事業者が受領委任払いという制度を利用することによりまして、1割、または2割の負担のみでサービスを受けることが可能となっております。

介護保険制度では利用者の所得などに応じて負担軽減制度がございます。例えば、利用者負担の減免制度、高額介護サービス費、高額介護・医療合算サービス費、居住費、食費の利用者負担、それと、社会福祉法人等による利用者負担等の軽減措置、障害者ホームヘルプサービスを利用していた方などの負担軽減の支援措置、あるいは交通事故等の第三者行為による介護保険サービスの利用などがございます。

なお、低所得者対策につきましては、一部事務組合でございます鳥栖地区広域市町村圏組合と1市3町が行っていることもありまして、鳥栖・三養基管内全体の被保険者勘定も考慮することが必要であると思います。したがって、当町独自ではなく、ガイドラインや法律の範囲内で、かつバランスのとれた内容で検討する必要があるかと思われます。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

○5番（漆原悦子君）

佐賀の中部広域連合のほうでですね、介護保険のほうから200千円、独自政策で200千円という補助がありまして、住宅改修とかで、要するにポータブルトイレから処分しなくちゃいけないからトイレにつなぐとかですね、いろんなことを独自政策の分をうまく利用してできるようなことがあるんですが、鳥栖広域にはそういうのがあるのかどうなのか、それを教えてください。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

住宅改修についてのお問い合わせかというふうに認識しておりますが、住宅改修事業につきましては平成12年の介護保険制度開始当初から行われているサービスとしてメニュー化をされております。議員御指摘のとおり、佐賀中部広域連合におきましては、本来の保険給付対象額の上限の200千円に単独で200千円上乗せをいたしまして合計400千円を対象に行っている旨、聞き及んでおりますが、その上乗せの200千円部分を使用する際にはかなり厳しい審査があるようにも聞いております。

当地区におきます保険者であります鳥栖地区広域市町村圏組合におきましては、法定どおりの200千円の上限で給付を行っているところです。利用した際には、通常の介護保険サービスの1割、または2割負担と同じように自己負担が生じます。1割負担の方が対象経費200千円の住宅改修を行った場合は180千円が保険から給付されて、20千円が自己負担といったぐあいになります。

支払い方法につきましては、償還払いといひまして、一旦被保険者が200千円全額を支払って、保険者に申請をしてから、後から180千円を払っていただくというような仕組みと、受領委任払いといひまして、保険者と施工業者が受領委任契約を事前に行いまして、被保険者が業者に1割の負担分の20千円のみを支払って、保険者が施工業者に180千円を支払うという、この二通りの仕組みがございます。

いずれにいたしましても、施工する前に保険者の事前審査というものが必要になってまいりますので、利用する際にはケアマネジャーにまずは相談をしていただいて、手順や施工内容が本当に保険の対象になるか、こういったものに関して、それを確認された上で行うことがまずもって望ましい方法かというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。はい、わかりました。

それでは、5番漆原悦子議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、3時まで休憩いたします。休憩。

午後2時44分 休憩

午後3時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、通告順のとおり、7番吉富隆議員よりお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。7番吉富でございます。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告順に従いまして大きく4点ほど質問をさせていただきます。

本当に一番最後の質問ということでございますが、傍聴人の方には最後まで傍聴いただきましたことに心から感謝を申し上げさせていただきます。大変ありがとうございます。

それでは早速、質問に移らせていただきます。

まず1点目に、ふるさと納税についてでございますが、同僚議員の方も私以外に3人の方が質問をされております。そういった中で、私は私なりに方向性を変えたところでの質問をさせていただきたい。

なお、重なる部分もあるかというふうに思いますが、御容赦をいただきたいというふうに思います。

まず、ふるさと納税については、私は大歓迎だというふうに思っております。どしどし町長を中心に御尽力をいただければなというふうに思っております。そういった中で、やはりきちっとしていかなければならない問題等はあるであろうというふうに思っております。

その中で、要旨1番の委託業者の選定の方法についてお尋ねをします。そして、認定業者、委託業者についてはきちっとした形で事務処理は行われているものと思いますので、その辺についてもお尋ねをさせていただきます。

それと、答弁の内容によっては関連事項についても質問をさせていただきたいというふうに思っております。

要旨2番目については、27年・28年度の実績についてでございますが、同僚議員からの質問の中でいろいろと執行部のほうから御説明をいただきましたので、単純に27年度、これは出納閉鎖が終わっておりますので、寄附額が幾ら、返礼品及び諸経費が幾ら、上峰町に幾らお金が残っているのか、お尋ねをします。

28年度については、まだ出納閉鎖が終わったばかりなので、大枠でお願いをしたい。45億円ということは明記をされておりますので、諸経費等々を引いた残りが大枠幾らぐらい上峰町に残るのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それから、要旨3番目、返礼品についてでございますが、ここについては3点ほどちょっと質問をさせていただきたいなど。これも同僚議員と重なる部分がございますが、御容赦をいただきたい。返礼品についての金の流れ、どのようになっているか、お尋ねをまず1点目。

それから、せっかく夕張まで足を運んでいただいてメロンを返礼品に、ネット上でございますが、このようにきちっとした形で掲載がされております。これも先行予約、極上の味わい、赤肉メロン8キロ、ふるさとチョイス限定、クレジット決済限定、12千円以上の寄附で

もらえるというふうにPRをされております。非常に残念なことに、その明くる日だったかなと思いますが、ネットで調べてみますと、こういうふうにネットに。「上峰町返礼品に夕張産メロン ふるさと納税サイトから突然削除 産地明記せず」というふうなことが記事が載っております。僕は残念だと思います。やっぱり夕張メロンであろうが、カニであろうが、法的縛りがないんですから、これはどんどんやっていいんじゃないかと僕は思います。30%の問題もあるでしょう。これは徐々に事務サイドで解決をしていくべきもんだと僕は思っています。非常に残念でなりません。

それと、40都道府県の中で、山形県の知事さん、勇気のある方ですね、本当に。市町村においては歓迎と、しかしながら、30%については反論をされております。こういう知事さんが多く生まれてくれないかなというふうに思っているところでございます。

それと、メロンの件については、なぜ途中で削除がなされたのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、返礼品でもう一点、天衝米の件でございますが、これは私は非常に地域に貢献されていることだというふうに思っております。これを大きく上峰町に拡大してほしい、これはどう思いますか。町の考えは、これできるんですね、拡大は。というふうに思っております。

しかし、いろいろと後で質問させていただきますが、米の問題については多くの米が出ております。人気商品だと聞き及んでおります。業者からも仕入れをされているようでございますので、もっともっと業者よりも地域の方に貢献ができる枠組みをつくっていただければなというふうに思っております。

それから、大きく2点目、随意契約について、ガイドラインの作成は必要ではないかというふうに思っております。これも法的に縛りはいろいろとあるようでございますので、その辺について執行部の考えなりをお尋ねさせていただきたいと。

大きく3番目に、道の駅構想についてでございますが、平成29年度補正予算（第1号）で30,000千円の補正がなされております。その後の進捗状況についてお尋ねをさせていただきます。

それから、大きく4番目でございます。これは町長の言動についてということでございますが、2月の定例会でも質問をさせていただきました。町長の考えをきちっとした答弁はいただけなかったもので、その場で次の6月定例会もしますよと。なぜ僕はそこできちっとした形をとらなかったかというのは、2月から6月までの間に何らかのアポが町長からあるものと思っていました。何もございません。いやが応でもやらなきゃならないという立場に僕はなされたわけでございますので、この言動というのは、町長さんであって、政治家であるんですよ。政治家は言動を注意せにやいかん、どこの場でも、酒の席でも。ただ、人の心を若い町長さんだから読めなかった部分もあるかと思います。しかしながら、3期目に入ってお

られるので、若い町長というわけにはいかないでしょう、経験が豊富ですから。そういったことを町長のお考えをお尋ねさせていただきたいというふうに思っております。

以上、大きく4点でございますので、90分という時間が限定されておりますので、明快な御回答をいただければ90分以内に終わりたいというふうに考えております。もし積み残しがあれば9月の定例会で質問をさせていただくこととさせていただきます。

以上4点、よろしくお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、ふるさと納税について、質問要旨1、委託業者の選定について、答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

私のほうからは、吉富議員の質問事項の1、ふるさと納税についての要旨1、委託業者の選定について答弁をいたしたいと思います。

今年度のふるさと納税業務につきましては、これまでの業務実績や課題を踏まえまして、委託先の条件について改めて整理、検討を行った次第でございます。その結果、ふるさと納税業務は本町の特産品や伝統文化、観光資源の魅力とともに、町の取り組みをうまくPRすることで、観光や移住、定住の促進にもつながるより高い効果が期待できること、したがって、委託先は、ふるさと納税業務に関する一般的な遂行能力に加えまして、町のさまざまな魅力や資源についての活用やPRについて必要な知見や体制、ネットワークを備えた事業者や団体が望ましいということ、また、同業務は返礼品の企画選定にもかかわることから、本町との連絡調整等を密に行えとともに、特定業者からの調達に偏らない立場の事業者や団体であることが望ましいと、こういった整理を行ったところでございます。

こうした観点で委託先について検討をしたところ、今般、本町内に主たる事務所を置き、観光や地域の活性化等を目的に設立をされた一般社団法人起立工商協会がその条件を満たす唯一の団体であったことから、同団体を委託先と選定をし、業務委託契約を締結したものでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ただいま室長さんから御説明がございましたけれども、1点欠けているよ。1点欠けているんじゃないですか。委託業者に委託した後にきちっとした事務処理はできているのかという質問をしたはず。どうなんですか。きちっとやっぱり答えをしていただきたい。

○町長（武廣勇平君）

ただいま室長が申されましたように、一般社団法人起立工商協会に事務を唯一の団体として委託をしたということでございます。その委託につきましては適正になされたものという前提で、ただいままち・ひと・しごと創生室長がお話しになられたものと思います。

○7番（吉富 隆君）

きりゅう何とかという会社ですね、社団法人のようでございますが、初めて聞く名前なんですね。これは後で質問をさせていただきますが、平成28年度のふるさと納税の受託業者に関して24,000千円の事務委託をされております。これ間違いないでしょう。そうしますと、ここは適正に事務処理ができたかどうかを僕はお尋ねしているんですよ。答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

平成27年度の御指摘とはちょっと承知しておりませんで、先ほど申しました一般社団法人起立工商協会への委託事業につきましては、平成29年度の対応ということで御理解いただければと思います。

27年度の事務につきましては、室長のほうから答弁をさせます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほどの私の答弁の中では29年度の業務の委託について触れましたが、27年度につきましては、業務を外部に委託をせず、職員が直営で実施をしました。それから、昨年度、28年度に関しましては業務を委託しました。プロポーザル方式で業者を選定して委託をしたものでございますが、事務処理については適正になされたというふうに考えております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

北村室長さん、本当にきちっとした形でできているんですね。できているんですか。私の情報ではできていないと思っていますよ。できていないんじゃないですか。いろいろ問題あったんじゃないですか。あったんでしょうが。何でそんなうそつくの。きちっとした情報はあるんですよ。これ問題でしょう。きちっと答えてよ。

○町長（武廣勇平君）

そういうちょっと恫喝じみた質疑をされると私もちょっと興奮をしてみますが、基本的に適正に執行されていると行政が申し上げることに對して、執行ができていないというのであれば、立証責任はそちらにあるんじゃないですか。できているものをできていないと証明する根拠は私たちにはありません。悪魔の証明と言うらしいですよ、そういうことを。ですから、議員がもしできていないとおっしゃるのであれば、所管事務調査等をされて、しっかり確証の高い質疑を行っていただかなければ答弁に困ります。

○7番（吉富 隆君）

ふるさと納税について、寄附者が上峰町に寄附をしてくれるんですよね。メリットは何ですか、大きなメリットは。町においては財産確保のために御尽力をいただいている、大きなメリットは行政にはある。寄附者にとってのメリット、僕は税金対策だと思っています。

その中で、特例があるんですよね。申告をせんでもいいような形をとられるようなことが

ございます。ワンストップ特例制度があります。それには、行政から寄附者のいただいた行政に対して資料が提供されなきゃならない。そういうことを僕はお尋ねしているんですよ。そうでしょう。ワンストップ制度あるんですよ。全然ないとは言い切れないでしょう、お答えをいただきたい。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねがもう全くわからないんですが、委託業者の選定についてという項目で、委託業者の選定が適切に行われているか、議員がそこに疑義があるとおっしゃるのであれば、その説明を求めているにもかかわらず、ワンストップ特例申請のどの点を指されているんですか。それは委託業者の選定とは全く関係ない話じゃないですか。ちょっと質問の趣旨がわかりません。

○7番（吉富 隆君）

だから、僕は冒頭に申し上げたじゃないですか。ふるさと納税についてというタイトルをつけさせていただきました。その中で、委託業者の選定についてイコール業者の事務処理等々というのは僕は冒頭に申し上げたんですよ。だから、そこが欠けているんじゃないですかというお尋ねをしております。

そういった中で、きちっとした形ができているということであれば、それにこしたことはないんだけど、よかですか、あっているんでしょうが、それ相当の数、業者さんがきちっと事務処理ができなかった部分、この処理ができていない部分があるんでしょう。だから、この業者委託の選定に関連してくるんですよ。そうでしょう。だから、そこをあつたならあつた、処理はどうしていますよということで答弁であれば何ら問題なかじなかですか。その答弁をお願いしているんですよ。

○町長（武廣勇平君）

あのね、ちょっと27年度の業者委託選定のお話をされた上で、先ほど言われたのは、業者が委託された後の28年度のお話をされていますよね。28年度のワンストップ特例申請が何か不都合が、適当でない事務があつたとしても、それは、先ほどから、冒頭から何度も申し上げましたように、27年度の積み残し作業がございました。大変職員は夜遅くまでかかって、初年度ですし、機器の使い方も、システムのまだ入っていない時期でありました。人のする作業ですから、出納閉鎖を越えても実際積み残しがあつて、28年度にそれを委託業者が執行したという流れでございます。その中で、議員が何か問題があつたなら言えと言われますが、その立証は議員のほうから提示していただかなければ私どもは答えようがありません。

基本的に積み残し作業の事務執行については、適宜法律の専門家にかけ合って、どう対応すべきか、会計上の問題等もありますので、そこについては弁護士等に相談しながら対応してきたと、全員協議会で申し上げたところでございます。

○7番（吉富 隆君）

私は何ら問題はないと、私の質問においては、そう思っていますよ。業者選定、委託業者を選定されました、28年度。金額的には24,000千円でありました。その事務処理は適切にできたんですかというお話をさせていただいておるわけですから、その中で、寄附者はメリットは何ですかというと、税金対策だと思います。そうしないと寄附者はしないと思うんですよ。税金対策ですよ。税金を削除することができるんですよ。そうしますと、寄附をいただいた行政がその書類をその町に送らないと減額ができないというシステムなんですね、ワンストップというのは。それは正常にされたんですかというお尋ねをしているんですから、何ら僕の質問には問題ないと思いますよ。

今、行政でも慌ててその処理をやっておられるんじゃないでしょうかね。その辺をきちんと御説明をいただきたいというふうをお願いをしているんですよ。

○町長（武廣勇平君）

ワンストップ特例申請の作業がおくれているところ、よく御存じですね。27年度の積み残しからいろんな面で事業の遅滞が見られたこと、よく内部のことまで、特に27年度のことについて御存じだと思いますけれども、この特例申請の遅滞を招いている作業につきましては、その分を28年度に、また28年度でおくれている部分については29年度に対応をしていくということで説明をさせていただきました。

事務的にさまざまな問題があるということは御承知のようですので、一つ一つの問題点について議会から説明をしていただきながら、議員のお言葉で、どの部分について言われているのかちょっとわかりませんが、基本的には27年度の積み残し9億円、28年度はもっと積み残さず処理するという方向で考えているところでございます。

今後、各自治体とかけ合って確定申告等の必要があるということを答弁として求めておられるのであれば、その点については27年度の積み残しから28年度の積み残し、この分は極小化してきていますので、これから、先ほど漆原議員の提案でございまして、ふるさと納税に係る委託料の計上を算定基礎として寄附金額のボリューム、すなわち事業のボリュームを勘案したところで、きちんとそのパーセンテージ契約を結び直すことで、これらの問題は翌年度以降は解決するものと理解しております。

○7番（吉富 隆君）

27年度の8億円、9億円の話は全協の中でも御説明がございました。当然、職員さんが担っておられた事業であることは承知しております。しかしながら、28年度についても、上峰町が最初気づいたんじゃないでしょう。これ私こがん言われたっですよ。おまえがいふさと納税頑張りよんねと。しかし、ろくなことしとらんやっかて、こがん言われたっですよ。上峰町の方じゃないですよ。だから、どういうことかいという話をさせていただきました。これがワンストップなんですね。これを行政が寄附者の住んでおられる町に送らなきゃならない。そうでしょう、違うんですか。それが一、二件の話じゃなかったんですよ。一、二件

なら僕は言いませんよ。数がびっくりするごたっ数でございましたので、これは議会でただしまししょうと、お尋ねをして、きちっとした明快な回答が出るはずなので。

全協の中でもこの問題、28年度についてはきちっとやりますと町長言われましたけれども、積み残して出るはずなんですよ。一般企業と違うんですから。出納閉鎖で5月いっぱい、2カ月の空白できるので、非常に難しい問題だと思うけれども、やはりこれは税金の問題でありますので、申告をしなくちゃならない。そうしますと、3月31日じゃ間に合わない。2月中にはその書類が行政に着いておかなきゃならない。そういうことなんですよ。

厳しく言われましたよ、僕はそれで。よう知っとなさって言いんさっぱってん。聞かさい、言われるから、相手に。何を言っているんだと、ひがみかと、あなたたちも努力して上峰のように寄附をする方をふやさないよという口論もしてまいりました。よくよく話を聞くと、こういう問題があったということをお聞きしてびっくりなんですよ。北村室長さんはなかったと言いよんさっぱってん。あっているんですよ。あったんでしょう。今、ばたばたやっているんでしょうもん。やってないの。

だから、そういったこともね、ああでもない、こうでもないじゃなくて、質問の趣旨に御答弁をいただければ、すっと終わることじゃないですか。

○町長（武廣勇平君）

附帯する業務、例えばワンストップもそうでしょうし、システム、あとはネットワークの構築等もパンクしたり、電話連絡がとれなかったり、クレーム対応が不備であったり、さまざまな問題を抱えます。なぜなら、ふるさと納税業務自体が新規事業でありますし、そして、どの自治体もワンストップ特例申請に多大な、膨大な時間を割いておられるのが現状です。よって、去年からワンストップの簡素化を一つのビジネスにしようという企業も出てきております。できれば本町に誘致したいというふうに思っておりますが、それはPDFで、あとは自治体に送るだけの形にしていくことで業務を完全に効率化するという、これ大変画期的なビジネスになると思います。

新制度ですから、いろいろな問題点が出てきますが、それを効率化したり省力化する、そういうビジネスはどんどん出てきますし、そういうことを一つ一つ問題だという視点ではなく、私どもが考えているのは、随分初年度のふるさと納税業務から簡素化、省力化することができました。いろいろな機器を入れてシステムができ上がってまいりました。その都度改善を見ております。そして、これはきっと45億円分寄附金を集めていますが、多くの寄附金を集めているところに共通の問題だと思います。それを予算を取ってマンパワーをふやすことだけで対応するか、そういった企業を起こすかというような、今、端境期というか、過渡期に來ているというふうに私自身は理解しておりまして、議員の皆様方に安心して寄附金額が28年度の分の積み残しが処理されることを、私どもはそこにまず注力しながら、民間業者の提案を待っているというところでございます。

○7番（吉富 隆君）

町長、今の答弁は私の質問にはお答えになっていないと僕は思います。僕の趣旨は、今現在そういった書類等々のおくれがあった。大きな数、そういう粗相があったんでしょう。なかったと言ひよんさっけん、あったでしょうて。何で素直にお答えできないんですか。

室長、あなたはなかったて言ったよ。お答えをしてくださいよ。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

先ほどの私の答弁の中で、なかったということは、済みません、質問要旨の中で業者選定についてという、全体的にはそういう御質疑がございましたので、私のほうでは業者選定の手続が適正になされたというところを念頭に置いての発言でございました。

このふるさと納税業務ですね、町長も申しましたとおり、大変な数の処理を行っている中で、どうしても日々さまざまな課題に直面をしているのは事実でございます。そうした課題一つ一つをその都度対応しながら、解決をしながらやってきてまいっておりますし、今現在もそういった状況にございますけれども、御指摘ございましたワンストップ特例申請の手続に関しては、確かにおっしゃるとおり、一部寄附者の方に関して居住自治体への通知に遅滞があったということはございました。しかしながら、これについては各自治体のほうにお知らせをして、ちょっと遅滞はありましたけれども、ほぼですね、ほとんどの自治体において通知の受け入れをしていただけたということで、ほぼこれは解決できるというふうに考えておりまして、そういったこともあって、おおむねですね、さまざま日々問題はありますが、おおむね処理を適正にしてもらっているというところで認識をしているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

今、北村局長、お認めをいただきました。一部ということでございますが、一部じゃございません。数は多かったはずですね。

だから、その対応のやり方はこうやっていますと、現実的にこうありましたと、寄附者に迷惑がかからないような対策をとっていますよと言えば、すっと終わることなんですよ。

だから、今の室長の答弁の中でも、私の通告が選定ということで言われますけれども、冒頭につけ加えて僕は質問しますよということは言ったので、それはきちっとやっていただかなきゃ。これがですね、どういうことを言わんとしているかということ、業者選定、委託業者、はね返るんでしょう。行政がやったの。違うでしょう。業者さんに、委託業者がそれを怠ったということなんでしょう。どっちなの。

だから、このふるさと納税に、返礼品についてはチェックは誰がするので私は口を酸っぱくして言ってきた。そうでしょう。議会でも皆さん御案内のとおりだと思います。委託業者に任せっきりでいいのかと、30億円も40億円のお金を動かす中で、やはり職員の方がそこにおらなくていいのと、チェックは誰がするのと、業者任せっきりじゃいかんよということを再三再四僕は言ってきた。そして、他町の方から厳しく追及されました。だから、今質問し

ているんですよ。どの議員さんもタイトルつけて関連的な質問をされます。これ議長の許可があればできますから。

このワンストップ問題については、寄附者には迷惑もかかっていると思うんですよ。僕は思います。ことしの申告には間に合っていないんでね。そうでしょう。間に合っている。今でももう終わっている、書類は。終わっていないでしょう。終わっていないとできないでしょうもん。自治体がやるんですから。

そういったことの、町長は今後の対策を説明をしんさつ。私は質問は内容ですね。これはどうかしたら大きな問題になるよ。だから、慎重にやっていただきたいのは業者の選定、それと事務処理の能力等々はきちっとやってくださいよというのが僕の考え方なんですから。

せっかくこれだけの名前を売れる上峰町で、ふるさと納税大歓迎ですから。なぜ大歓迎かというと、まだうちの町は財政は豊かじゃないんですよ、80億円、90億円の借金あるんだから。慎重に、せっかくこれだけの町長頑張ってきた。皆さんも頑張ってきた。にもかかわらず、こういったことでイメージダウンすることはしないほうがいいだろうと僕は考えます。それをなかったとかあったとか、そうじゃなくて、やっぱり素直にしたほうがいい。ある程度の証拠を持ってしか僕はやらないんで。本来なら、室長、どこまで質問しんさつかて僕のところに来んねと僕は言うたはず、2月の定例会終わりに。何のアポもなか。なかったら本議会でやるしかないんじゃないですか。まだいろいろこのふるさと納税については業者委託の問題についてはありますよ。

僕は全協の中でも、あなたたちの説明の中でも腹いっぱい言うてきた。29年度の問題も。28年度の24,000千円事務委託をした。予算書を見ると106,000千円に膨れ上がっていた。丸投げはできないよと、僕はこう申ししてきた。

今、僕は知らなかったが、きりゅうという言葉が出てきたんですが、この解決をしたらその問題に移らせていただきますが、いま一度、今現在何件ぐらい残っているのか、その書類はいつごろできるか、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

ちょっところ、一部を切り取って大げさに伝えたり、非常に過去の経緯についても我々の理解と、あえてもう間違えようとされているのかわかりませんが、全然違う理解でそういうふうにな不安をあおる質問は大変困ります。

考えてみてください。27年度のふるさと納税は職員でやっていました。皆様方から長時間労働、ブラック企業のような発言もありまして、それを改善しなきゃいけないということで業者委託をしたわけですね、28年度に。その27年度の積み残しが9億円あった。業務委託はその分は含まれていなかったと思いますよ、28年度は。その予算の中で事務処理を行っていった、28年度も27年度よりは大幅に多分、ちょっと決算が出ていないのではっきりしたことは言えませんが、事務処理については業務委託業者が頑張っていて問題を少なくし

てきた。そういう文脈の中で、こういう積み残したことに伴う派生のさまざまな問題を御指摘になるのであれば、委託料をやはり適正なものにした方がいいんじゃないかというふうに先ほど漆原議員の質疑に対して私は答えたところでございます。それがところが、行政にまた戻しなさいという発言は、まさに議会からの御指摘を受けて効率よく、省力化しながら進めるために民間委託をした経緯がある以上、私が皆様方の理解がいただいていないことに対する私の説明不足なのかもしれません。

それとこれはね、これから地域の稼ぐ力というものを考える上では、民間業者にしっかりと入っていただいて、不動産業、あるいは金融業界、あるいは商工関係、加えて観光協会、観光事業者ですね、また、地域のランドマークたる広域の人が集まるところをしっかりと組み合わせながら、日本版DMOと申しますけれども、形成確立を目指し、官公庁が日本版DMO、候補法人登録制度をつくっております。全国に、私シンポジウムで申し上げましたけれども、こうした地域商社、日本版DMOを100社以上つくりたいというのが今の政府の方針です。そして、その地域にのみ新型交付金を充てていくということで、佐賀県では有田さんが昨年つくられました。ことしの補正予算で嬉野が嬉野版DMO事業として上げておられます。

本町につきましても、観光についてですね、これだけ滞在人口が38.81倍、上峰町、最も滞在人口が高いんです、佐賀県で。にもかかわらず、お金を落とす、落としていただく仕組みであったり、観光宿泊とパッケージ化ができていないと。それらをこれまでの観光協会という行政主導の場でなく、これらは単なるPRで終わる場合が多いですから、実際にそこに民間業者が主体的に入っていただくことで地域の資産価値を上げて、自分たちがやればやるほど資産価値が上がるわけですから、不動産業者にすればアセットマネジメントになります。そういう視点で、もうちょっと専門家の観光振興、そして、ECサイトでの販路拡大を考えていきなさいと、これはまさに国からの指導なんですよ。

その点を、私が説明不足なのかもしれませんが、このワンストップ特例の問題を取り上げて全体的な問題にすりかえるというような、そういう印象操作はやめていただきたいなというふうに思います。

○7番（吉富 隆君）

今、町長の答弁には納得いかないんですよ、僕は。ふるさと納税については僕も大歓迎なんです。ただ、きちっとやっていただきたいもの、2点だけ申し述べました。委託業者の選定、いろいろな方法はあると思う。しかしながら、事務処理ができなきゃどうなるので、できてないんじゃないですか。

例えば、私が隣の町に寄附をした。100千円か、10千円でもいいたいね。そうすると、今の目安的には、例えばメロンが欲しいと、12千円寄附すれば、うちの町では3個から8キロ来ますよと、私の税金対策はできるんでしょう。できますよね。だから、その書類が相手の

自治体に行っていないんじゃないですかと、寄附者に迷惑かかっているんですよね。それを厳しく追及されました、僕は。それも1件2件の話じゃないじゃないですか。

だから、それを素直に認めて、今、対策をこうやっていると、御理解くださいと言えば済む問題なんです。私はそこだけの質問しかやってないんだから。町長、そうでしょうもん。町長は幅広う言いよっちゃなかですか。幅広う。ふるさと納税の趣旨、地方が元気になるためなんです。一番損をしているのは東京都なんですよ。

今、1,700の自治体がありますが、ふるさと納税に取りかかって赤字をしている自治体は何件ぐらいあつと思うですか。びっくりするごたつ数字なんです。うちの町はそういうことにならないように御尽力をいただいていることは僕も承知しています。積み残しの件についても僕は何も言ってきてない。残るでしょうと全協の中で言ってきた。

ただ、委託業者をきちっとした形で決めていただく、この方法は幾つもある。28年度についてはプロポーザル方式でやられたんですよ。じゃ、今現在、これはジッパーという会社なんですよ。今現在、ジッパーは別館でもう仕事をやっている。やっている。どうなんですか、委託はどうされています。

やはり町長の指示がなくては何もできんとですよ、行政は。言いたくなかったんだけど、言わざるを得ない、そう言えば。きりゅうの云々という話もあつたんですが、どういう字を書いて、どこに所在しているのか僕はわかりませんが、どんな会社かもわからない。議会には何一つ説明はあっていない。議員の皆さん知らないと思う。僕もわからない。

こういううわさが出ていました。4月1日から業務をジッパーはやっているんじゃないかと。委託をしなきゃできないはず。そういったことも議会と協議の中できちっと説明をすれば、本議会で言う必要ないんじゃないですか。してないでしょう。だから、一般質問の中でやらざるを得ない。

今後の対策として、まず何件ぐらいのワンストップの問題等々があつたのか。僕は数字をつかんでいます。そして、この対策をきちっとやっていただければいいじゃないですか、行政として。行政なのか、業者がやったのか。最終的には行政にやっぱり責任はあると思う。それが委託業者の選定の悪さと僕は指摘しておきます。なけりゃ何もない。そういうことにつながるので、一般質問の中で選定業者と、どういう方法をとられたんですかという質問をしている。これで私の趣旨は御理解いただいたと思いますので、室長さんでよかですよ。何件あつて、今後対策はこうします、いつまでに解決しますということだけをお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

あのですね、通告にももう少し具体的に記していただかなければ、直ちに資料を用意しろと言われてもなかなか難しいと思いますよ。ですから、後ほどその分については御報告させますが、何かすごく誤解を招いているようでありますが、委託業者の遅滞があつたと言いますが、27年度の9億円の処理、加えて45億円の寄附に伴う事務処理をしている中で、やはり委

託料を超える事務処理をさせられたということだと思います。その意味では、行政の責任はあると思います。ですから、大分寄附金額が多く集まってくることに對するさまざまな遅滞が招いていることになりますが、私が先ほど問題に感じたのは、その事務の遅滞をもって業者から、業者委託から職員で対応することに変えなさいというのは、ちょっと飛躍した議論じゃないかなというふうに思ったところでございます。

また、今後については、国がやはり日本版DMOを各地域につくっていきたいということで、ECであったり、あるいはテナントリーシング等の不動産管理で地域をよくしていくという2本柱で、本町におきましては地域の稼ぐ力を高めていくということを積極的にやりたいというふうに考えておりますので、今後の方向性からも大きく後退する発言でございましたので、私どもの立場を申し上げさせていただいたところでございます。

ちょっと看過できないのは、ワンストップ特例申請においての件数を吉富議員が把握されていると、個人情報。私、その部分がちょっと信じられないんですが、ぜひその点もどのような入手経路か、教えていただきたいと思います。

○7番（吉富 隆君）

28年度の委託業務の金額が24,000千円、これ誰が決めたの、24,000千円は。町長でしょうもん。それ以上の仕事をさせた。当然、事務処理はおくれるわな。だったら、議会に説明をしていただいて補正を組めばいいんじゃないですか。（「27年度は委託していません」と呼ぶ者あり）28年度を言っているよ、僕は。（「27年度の積み残し……」と呼ぶ者あり）いや、だからね、積み残しは私もわかると言っていますよ。でも、仕事をせんばいかんでしょもん。その把握が行政ができてなかったんでしょもん、8億円も9億円もあるということば。当然わからなかっただろうと思う、職員が入っていないから。その件については僕は厳しく、町長、言ってきたやないですか、職員を入れておきなさいよと。それをしなかった。わからない。それが積み残しが8億円、9億円あるということは全協の中で説明をいただいて初めて知ったわけですよ。だとするならば、24,000千円以上の仕事をした。だったら、町長、あなたの責任ですよ、あなたが気づいた時点で議員の皆さんに説明をして補正を組んでやれば済んだこと、そうでしょう。

そうしないと、議会の承認ないと金使われませんので。そういうことになろうと僕は思っています。だから、僕は間違った質問はしていない。もう少し詳しくということであるけれども、資料を出せと僕は言っていないので、わかる範囲で何件あったですか、対処はどうしますかと、こう言っているわけですから、何ら問題なかでしょう。これは後で説明をするということだけどね、この件については保留ということで私はしておきます。9月議会にまで解決があればしない。解決がしなけりゃ、またさせていただきます。ということで、後の質問をさせていただきたいというふうに思います。

委託業者の問題できりゅうとかいう話が出たが、その存在は上峰町にあるのか、住所はど

こなのかですね。どういうふうな会社なのか、恐らく見当は僕はつかない。そこに、何というんですか、行政として、委託業者として契約されているのでしょうか。そうしますと、その会社の存在がどこにあるのか、今、別館で仕事をしてある方はジッパーの方、そうでしょう。実質的にはジッパーが仕事をしている。そういう流れの説明をお願いしたい。

○町長（武廣勇平君）

お答えいただけませんね、入手経路については。把握されているということですが、個人情報があると思いますけど、私自身も件数については把握しておりません。そういう情報が議会から先に来るとというのは初めてのことでございます。いや、振り返ってみれば、平成21年度、そういう時期がありました。大変遺憾だと思いますね。もしその言葉を本当だとすれば、ぜひ間違いであれば訂正された方がいいと思います。

後ほど詳細に、ワンストップ特例申請についての対応のおくれた部分についての資料は、吉富議員がその立場をはっきりされてからお伝えをさせていただきたいと思います。

ちょっと誤解があるのは、27年度は職員さんがやられていて、積み残し分を28に執行した。そのときは確かに職員さんと同じ職員給与分の委託料で積算されていたと思います。それは当初予算では20億円を前提とした予算組みであったということでしたが、当初から、かねてから議員の皆様方から委託業者で、その時点では委託することはまずいのではないかなというような中で補正を上げる機会を失ったということはありません。よって、先ほどの漆原議員の質疑を受けて、私どもは適正にやはり運営ができる規模の積算を行って、今後については委託をしていけば、これらの問題は全て解決すると確信しております。

さて、お尋ねでございますけれども、何やったかな、お尋ねの内容は。ちょっと失念しましたけれども……（「きりゅう」と呼ぶ者あり）起立工商協会でございます。これは昨年の……（「きりゅう、どういう字を書くんですかね」と呼ぶ者あり）後ほどこれもペーパーでしっかり出したいと思いますが、起立工商協会と申し上げます。この事業は、皆様方にお伝えしていなかったことはございません。タウンプロモーション協会をつくるということはシンポジウムでも当初予算でも——昨年のですよ。昨年の当初予算でも申し上げてまいりました。それはどういう趣旨で申し上げてきたかということ、やはり寄附金は今集まっているけれども、これが観光、そして移住につなげていく必要があると。そのときには上峰町産の返礼品だけを継続的に出し続けるだけでは観光にはつながらないし、移住には到底つながらないと。であれば、そこを入り口にして、3回目以降のリピーターの方には上峰町という名前は、通常マーケットの人に聞くと、インプットを既にされていると。であれば、そこに今回予算に上げておりますCRMで直接ダイレクトに情報を発信していくことで、上峰町のファンになっていく、いただくような取り組みを数多くやっていく必要があると。そして、その先は移住につなげるよう、観光に来ていただいた方に滞在型で体験農園とかいろんな観光資源を同時にうちも整備しながら、上峰を好きになっていただいて、その先に移住のための施

策、すなわち空き家を利用して仕事をつくって、車等も用意している浜田市なんていう自治体もありますが、特に都会で住みにくく暮らしておられる若手の、若い方の移住を促していくという方向で考えるときに、やはりそれを一体的に民間の発想でやっていく必要があります、日本版DMOをしっかりとつくっていくことでそれらの問題を解消し、これは通常の予算の使い方と違いまして、K P Iを設定します。達成目標とその数字についてP D C Aをしっかりと回していきながら、補助金に頼らず、自分たちで稼ぐ力を身につけるということです。このDMOに任せたいのは、中心市街地の資産価値を高めるような大規模な、何と申しますか、中心市街地再構築と申しますか、であったり、あるいは観光資源をもっと充実させるようなですね、今はSNSで本当にワンショットの写真とキャプションで多くの人を誘客できるような環境にございます。こういう発想を持ち合わせた人たちを集めて、SNSにおいてはインフルエンサーや、あるいは今最近はやっているユーチューバーとか言われる人たちに拡散をしていただくような取り組みをしたり、あるいはPRに余念なく力を注ぎながら上峰町の存在価値を上げていくということをことしの目標にしていきたいと思っていますので、起立工商協会、すなわちタウンプロモーション協会、イメージとしては観光協会をもっとダイナミックに予算を一元化するような組織だと思っていただいて結構ですけれども、そういう趣旨で設立をされたところでございます。

○7番（吉富 隆君）

なかなか御説明が長々とされて、わかりづらい点ばかりでございました。理解に苦しんでいるところでございます。

私たちは90分という時間の限定の中でございますので、単刀直入に質問させていただきますが、ふるさと納税業務委託の業者、今、起立工商協会間違いなからですか、今、町長言われた。ここの存在はどこにあるんですか。存在地ですね。

そうしますと、ここの契約はもう終わったの、終わってないのか、こういうことをお尋ねしなくちゃならない。そうしますと、委託業者の選定にはいろいろな方法があると思います。いろいろな方法がある。プロポーザルで24,000千円をされたけれども、今回はプロポーザル方式ではないというのははっきりしている。じゃ、随契なのと、何なのと。随契にもかなりの縛りがある。そういったこともお尋ねをしなくちゃならないというふうに思っておりますが。

当初予算で、区分の報償費で2,538,000千円ほど当初予算で上がっております。それから、委託料で、ふるさと納税業務委託料106,000千円、WEBプロモーション委託料15,000千円、これは委託料。この106,000千円というのが、24,000千円プラス82,000千円という説明があっていました。だから、これは丸投げできないよと僕は臨時議会でも腹いっぱい言うてきたつもり。こういう問題が今までの流れの中であつた。だから、委託業者の選定はどのような方法をとられましたかというお尋ねをしているんですから、それをさっと、こういう方法

でやりましたと。1分もかからないですよ、答弁。その辺についてお尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

小城市に倣いまして、小城市は観光協会にふるさと納税業務委託を行っていただいております。それに沿って……（「観光協会」と呼ぶ者あり）小城市は観光協会に業務委託をされておられます。すなわち観光協会は、地域の観光、あとは物販、販促、そうしたことを担う団体だというふうに小城市では決められているようでありますが、もちろん限界もあるでしょうけれども、それに倣って上峰町も起立工商協会に随意契約で契約をされていると記憶しております。

○7番（吉富 隆君）

やっと町長のほうからお話でしたが、随意契約だと。起立工商なんですか、起立工商協会、存在地はどこですかとお尋ねしております。上峰町なのか、隣の町なのか、よその町なのか、佐賀県以外なのか、これは答弁できると思うんですよね。それと加えて、設立はいつでしょうか。それと、起立工商協会とジッパーの関係はどのような形をされているのか、お尋ねをします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

この一般社団法人起立工商協会は、特段、町から出資をしているわけでもございませんし、役員を出しているわけじゃございませんので、独立した一つの民間団体でございますので、私は業務委託契約をする際に、その団体がどういう団体であるか、確認をしました。そのときに知り得た範囲なんですけれども、設立は3月の末というふうに記憶をしております。それから、場所は定款上、上峰町役場と同じ住所でございますが、具体的には庁舎の別館の2階というふうに認識をしております。

それから、この団体にふるさと納税業務委託をしておりますが、これは4月の、ちょっと記憶がはっきりしませんが、1日、もしくは3日の日付で契約を、随意契約でしたというふうに認識を、記憶をしております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

こんなことができるんだよね。

もう一点、答弁がなされていないですよ。起立工商協会とジッパーの関係はどのようなになっているか。これもですね、問題なんですよ。

4月の1日か3日かわかりませんという答弁はナンセンスですよ。（発言する者あり）役場内に起立工商協会というのはあると。じゃ、法人化しているはずなんですよ。だとしたら、きちっとした看板が上がってしかるべきだ。役場内というならやっぱり、これは民間ですから、家賃が発生すると僕は思うんですよ。そういった手続等々もやっぱりきちっとした形での説明は議会でするべきだと思うんだけど、どうなんでしょうね。

○町長（武廣勇平君）

本当に、執行は町の責任でやっていくわけですが、私どもですよ、全員協議会でこの予算を見ていただいたときに、何か質問がありますかということは申し上げたと思います。その際は一切質問されずに、質問がなかったとって、この本会議でも大問題が起きているかのように言われますので、きちっとお答えさせていただきますが、一般社団法人観光協会、各市町持っております。どこも役所内に入っていますよ。それは法人だから入れないということをおっしゃいますが、うちは役所内に入っておるわけじゃありません。別館の中に入れているということでございますが、人数が随分ふえてきて業務かはんになっていますので、土地改良区の今真ん中のところを契約上お借りになられていますけれども、一番端のところを契約を申請されておられます。それはもちろん、中の備品等につきましては起立工商協会のほうで整備をされる予定だというふうに聞いてございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、町長の説明によりますと、今、別館でお仕事をされるのは起立工商協会の方だということでございましょうか。そうでしょう。いや、別館に起立工商協会があるとするならば、そこしかないんですよ、今仕事している方は。手狭ですから、もうちょい広くしたいという要望は町長から受けています。

今現在、仕事している方はジッパーの人間ですよ、はっきり職員さんが言われるんですから。違うんですか。いや、違うなら違うとはっきり言うてくださいよ。実質的に今まではジッパーが仕事をしていた、28年度はね。29年度については委託の業務がですね、職員にはいろいろと負担がかかるんでということで82,000千円追加されて106,000千円という数字になったと僕は思っています。と同時に、この報償費の2,538,000千円、これはどこに契約されているんですか。これも随契と言われたんですよ。これ随契でできるんですか。

だから、こういった問題等々については、せっかく御努力をいただいている、財源確保のために頑張らせていただいている中で、こういった粗相がないようにきちっとこれだけはしてくださいよというお願いの質問をしとつですよ、僕は。町長、そうでしょうもん。わからんこと言いよつですか。積み残しもわかってたよ。だとするなら、積み残しね、24,000千円で足らなきゃ補正かけりゃいいじゃないですか。それもしなかったじゃないですか。だから、こういう問題が起きる。やっぱりきちっとやるべきものはきちっとやらなきゃいけない。

なぜ僕がしつこく言うか。公金ですよ、支出するのは。公金を支出するんですから、我々議員は、町長いろいろ言われるけれども、チェック機関ですよ。チェックはしますよ、厳しく。当たり前じゃないですか。

これ随契でできないと僕は思っていますよ。しかも、ことしの3月の末に立ち上げた会社、民間業務。どこの誰が社長なのか、僕はわかりませんよ。住所は役場の別館と。存在をして

いない。実際職員がおらなきゃ、うそになります。これも4月1日か3日間のうちに契約がなされた。そんなことでいいのかどうかですね。職員さんたちががんしょっですか、まちかつと町長に言わなきゃ。

○町長（武廣勇平君）

大問題、大問題と言われますが、どこが問題なんでしょうか、逆に言うと。小城市も観光協会に委託をされています。土地改良事業はどうですか。土地改良事業団体に委託料を流すことはないんですか。競争入札していますか。（「町長ね」と呼ぶ者あり）同じことじゃないですか。（「何をあんたは勘違いして言いよっとね」と呼ぶ者あり）同じことじゃないですか。（「自分の罪を、非を認めんで何を言うの」と呼ぶ者あり）いや、おっしゃっていることがわからないからです。（「わからない……」と呼ぶ者あり）観光協会だったり、土地改良事業団体であったり、商工会であったり、さまざまな公共的組織があります。そこが今後観光を担う、販路拡大を担う、ECサイト上で上峰町の活性化を考えるという団体を新たにつくると、去年、皆さん方の御了解をいただいて、事業費で上げました。タウンプロモーション協会と当時呼んでいました、仮称ですが。それを新たにつくられたわけですね、民間有志が。商工会長が先頭になられて、観光事業者と、吉野ヶ里公園のセンター運営長、さまざまな観光の専門家が入れられて。まさに国が求めている、これからの観光は単なる補助金の観光行政じゃだめだと、民間にしっかり専門家を入れて、KPIを設定して、お金を回していきながら稼ぐ力をつくりなさいという流れの中でやっているわけじゃないですか。それが問題だというなら対案を下さい。出し方に……（発言する者あり）答弁中じゃないですか、最後まで聞いてくださいよ。出し方に何か問題があるなら、どの法律が、どういうところで問題かということをやんと言っていたかしないと、問題だ、問題だということだけ言われてですね、立ち上げの時期だからスピード感を持ってやりますよ、いろいろな問題が出てきますから。

でも、おっしゃっていることは、職員にもう一度長時間労働を強いることになるような、職員の業務とは随分かけ離れたふるさと納税業務をさらに押しつけようとする提案だったり、もう私からすると、当時言われていたことさえ矛盾したことを言われているじゃないですか。ブラック企業だ、長時間労働だ、これを改善するためにやってきたんです。そして、民間団体が一体的に自分たちの資産価値を高めるべく地域の中心市街地の活性化、そうしたところを担っていただきたいと。有田町もつくられました、嬉野もつくられました、基山も模索されています。そういう流れを、全体を理解していただかなければ、もう全くかみ合わない議論になると思います。これからも問題だと議員はおっしゃると思いますが、私どもはちゃんとした考え方のもとに、上峰町をもう一回、イオンが当時吸引力のあるエリアでしたけれども、随分変わってまいりました。中心市街地をもう一度再興させるための民間を活用しての地域活性化を考えているというところでございます。

○7番（吉富 隆君）

こういった組織づくりをするのに、何か僕はできないと言っていないじゃないですか。その協会と、どのような契約方法をとられたのですか、そういうお尋ねでしょう。そうすると、町長は何と言われたんですか、随意契約と。随意契約できるんですかねて、こうお尋ねしています。随意契約というのは大きな3原則があります。それは町長一番御存じと、我々より詳しいと思うんですがね。公正性の確保、経済性の確保、適正履行の確保、これ3原則です。

これですね、随意契約というと、例外であるということですよ。そうしますと、このガイドラインをつくらなきゃいけない。そういう決まりになっているわけですから、おかしいんじゃないですかと僕は言っているわけです。そうでしょう。

今ですね、商工会長さんと言われたですね、商工会長さんが軸になって起立工商協会をつくられたと。これをできないと僕は言っていないよ。ここの契約はどのようにされましたか、随意契約と。じゃ、随意契約の縛りは物すごく厳しい。できますか。今現在仕事をしているのはジッパーの方、そこの関連はどうですかと。僕は行政に戻しなさいとは言っていないよ。24,000千円の中で106,000千円に膨れ上がった予算、これについては丸投げしないでくださいよと、誰がチェックするの。返礼品のチェックはやっぱり行政の方がやったほうがいいんですよ。そうしたほうが町長とのコミュニケーションもとやすい。一番の心臓部であろうというふうに思います。どこもここもこういったことをつくってあるのも承知しています。うちの町もつくられた。いいんじゃないですか。だから、契約方法は随契でできますかというお尋ねをしているんだから、こういう理由でできますよということであれば、何ら問題ないじゃないでしょうか。その辺についてお答えをいただきたい。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、7番の吉富議員にお尋ねなんですけれども、質問事項の2の随意契約について、何か先ほど一部入っていたと思いますけれども。（「議長、よかですか」と呼ぶ者あり）はい。

○7番（吉富 隆君）

あのですね、委託業者の選定に関連事項なんですね、これ。

○議長（寺崎太彦君）

はい、わかりました。

○7番（吉富 隆君）

よかですか。

○議長（寺崎太彦君）

はい。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

吉富議員からの随意契約についてのお尋ねでございます。

公共発注につきましては、これは原則としまして入札で、競争入札で行うということが原則でございますが、地方自治法上、例外規定で随意契約が認められるケースが定められておりまして、1つには、契約の性質または目的が競争を許さない場合という条項がございます。今回のふるさと納税の業務委託を考えた場合に、ふるさと納税の業務を実施しながら観光や移住の促進にもつながるような、こういった取り組みを今後やっていくと。ですから、町内のさまざまな、それは経済主体といいましょうか、さまざまな団体とのネットワークを持っていることが必要ですし、また、そういった知見も必要です。また、準公的な立場で業務をやっていただく必要があると。こういった観点で、この業務を請け負う団体等があるかという観点で検討したところ、この一般社団法人起立工商協会がそういった性質を持つ団体、唯一の団体であるということでございます。ですから、この唯一、要するにほかに選択肢がないという状況でございますから、こういった場合は、これは本町だけではなくて、ほかの自治体でもそうですが、いわゆる特命随契と言われまして、要するに契約の相手方が一つに限られる場合と、こうした場合は広くこういった形態で随意契約がなされておりますし、また、このふるさと納税の業務委託ですね、これは寄附金の受け付けや返礼品の配送、また、この返礼品の調達も含めて、ほとんどの自治体で外部委託——ほとんどというか、多くの自治体で外部委託されておりますが、我々が確認した範囲では佐賀県庁も佐賀県物産振興協会のほうに委託、これは随意契約でございますし、また、先ほど町長からもございましたが、小城市のほうでも小城市観光協会のほうに随意契約で業務を委託されているということでございます。その随意契約自体が今回の場合、何か特殊なケースだというふうには思っておりませんが、我々も検討した上でそういった結論に至ったものでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

随意契約でできると、小城もやっているというようなことでございますが、随意契約の第3節にいろいろと書かれているの御存じですよね。随意契約。こういう決まり事があるわけでしょう。そうしますと、151条、随意契約によって契約を締結しようとするときは3人以上の者から見積もりをとらなきゃならないというふうに定めてあります。ほら、見に来てんしゃい。そして、それができないときは一人でもいいというふうな規定があるようでございます。と同時に、いろいろと縛りがあります。それがクリアできるということでございますので、それはいいとしても、本当に随意契約というのが正しいんだろうかと、よそもやっているからいいということなんだろうか、私は疑問を持っています。その辺については町長さん、職員さんたちが詳しいだろうというふうに思いますが、やはり本当は一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売り等々があります。しかし、団体の規則等でその手続を定め、契約の公正性、経済性とか、適正履行の確保というのが原則になっておるようでございます。ただし、この随意契約というのはいろいろな問題があって、よそもやっているからどうのこ

うのと言われる。それもいいでしょうけれども、じゃ、議会になぜ説明してもらえないのかと、そうすると一般質問する必要ない。

起立工商なんか恐らく議員の皆さん知っておられる方はいなかったと思うんですよ。しかも、それが3月の末にできた会社だと。現実的に別館に存在していない。それはスピードを持って町長はやると言われるけれども、もう6月ですからね、それはきちっとやっていただかないとできない。僕は思いますね。

そういう説明がきちっと議会で全協の中であつたかという、あっていない。そうしていただければ一般質問は違う問題をします、僕は。町がよくなるために僕は足を引っ張るようなことはしたくないと思っています。しかし、これだけはきちっとしとったほうがいいよということなんです。これは縛りがあるんですからね。どこも議員の皆さんが了解されて、されていると思うんですよ。だとするならば、そういった説明会を町長きちっと議会に、全協をされたので、していただきたかったなと思いますよ。特に町長なんか全協しないとはっきり議会で言っているんですよ。僕はせろと、こう言うてきた。で、やられた。これで正解なんです、やったほうがいいと思います。

そういういろいろな問題等々があります。このことについても若干疑問は残るけれども、よその町もそういったことをやっている。観光協会とかいろいろやってある。観光問題についても、町長はつくりたいとしきりに言っておられたけれども、それはなかった。それもぎりぎりにつくられたことに、起立工商協会というのが3月末にできて、末にできて、ここに二、三日のうちに契約がなされたて、これにはやっぱり疑問を持つ人も多いと思うよ。でも、説明を議会にされれば全然問題ないんですよ。やっぱり町長は説明不足なんです。ぜひとも今後とも、今後においてはこういうことがないように、いろいろと世の中変わりますので、やっていただきたい。

そして早急に、別館なら別館なり、この起立工商協会という民間ですから、当然そこに看板が上がってしかるべきだと思いますし、それは上げない理由があるなら御説明いただきたいんですが、やっぱり家賃も民間ですから発生します。ジッパーもそれはあっていません。そこら辺はやっぱり町長さん、けじめはせんばいかんですよ。と僕はと思いますが、今後の対策として、まだほかにも残っておりますので、それは9月議会に回させていただきますが、この案件については早急にスピードを持って対処していただきたいということで強く要望しておきたいというふうに思います。

はい、先に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

要旨2、平成27・28年度の実績について答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の２番目、平成27・28年度実績について答弁をいたしたいと思います。

御質疑の内容につきまして、平成27年度の収支決算に関する資料を提出しておりますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、１番目のふるさと納税実績といたしましては、これは平成27年度でございますが、寄附件数が9万1,531件、寄附金額にいたしまして2,061,785千円、このうち積立額が、基金への積立額といたしまして2,000,434千円、一般会計の繰入額899,688千円、当該年度３月末のふるさと納税基金の残高といたしまして1,100,746千円となっております。

続きまして、２番目の寄附金の使途でございますが、これは一般会計に繰り入れた基金、繰入額をどのように使ったかということでございますが、899,688千円のうち、まずはふるさと納税関係につきましては、ふるさと納税の謝礼品の費用といたしまして335,347千円、それから、ふるさと納税の受付サイトの利用料、また、クレジット手数料などといたしまして、これはその他の事務経費と書いておりますが、73,580千円、計408,927千円でございます。

それから、ふるさと納税以外の事業の充当費といたしまして、合計で490,761千円というふうになっております。

なお、28年度につきましては寄附件数が27万2,281件、寄附金額が4,573,804千円でございます。まだ決算が固まっておりますので、積立額、繰入額、それから基金の残高について、また決算が固まった時期に御説明をしたいと思っています。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

詳しく御説明をいただきましたけれども、冒頭申したとおり、27年度において20億数千万円の寄附があった。いろいろな諸経費を引いて上峰町には幾ら残るねという質問をしたと思います。28年度においても45億円というのが出ていますので、いろいろまだわからん部分があると思うたいね。おおよその金額で大体上峰町には幾らぐらい残るよというようなことで御説明をいただければ非常に助かるなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。その１点だけお願いします。

○町長（武廣勇平君）

27年度決算においての年度末基金残高につきましては、1,100,746,758円ということになっております。これは先日、全協で皆様方にもお示しした資料をもとにつくっております。

おおよそという数字はあらかたわせないものだと思います。やはり決算が終わらなければ、随分動くこともあるでしょうし、全体が把握された上で御報告させていただきたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

これで7番吉富隆議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時31分 散会